

和気町男女共同参画プラン（第2期）

2021（令和3）年3月

和気町

はじめに

少子高齢化による人口減少社会の到来、労働力人口の減少、ライフスタイルや価値観の多様化など、わが国を取り巻く社会情勢は、大きな変動のうねりの中にあります。

こうした中、男性も女性もすべての個人が、お互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を推進していくことは、持続可能な活力のある社会にとって必要不可欠であり、国の最重要課題の一つとして位置付けられています。

本町においては、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、平成19年12月に「和気町男女共同参画まちづくり推進に関する条例」を制定するとともに、平成20年度には『和気町男女共同参画プラン（第1期）』を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。

しかしながら、本計画を策定するために実施した意識調査の結果によりますと、様々な場面において固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行が未だ根強く残っていることがわかりました。また、配偶者等からの暴力（DV）問題や、ワーク・ライフ・バランスの実現など、様々な課題も浮き彫りとなりました。

このような状況を踏まえ、この度、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする、『和気町男女共同参画プラン（第2期）』を策定しました。また、本計画では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく『和気町DV対策基本計画』及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく『和気町女性活躍推進計画』を盛り込んでいます。

今後は、本計画に基づき、「（男女が）お互いを認め合い、誰にとっても無理のない優しい社会」という基本理念のもと、男女共同参画社会の実現に向けて、行政のみならず、町民・事業所・関係団体の皆様との協働により、施策を推進してまいりますので、引き続き、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました和気町男女共同参画推進委員の皆様を始め、意識調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました町民や事業者の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

令和3（2021）年3月



和気町長 荒加信義

目 次

第1章 計画策定の目的・位置付け・背景	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 男女共同参画を取り巻く社会的背景	2
5 計画の策定体制	7
第2章 町の現状とアンケート等に見るニーズ	8
1 和気町の現状	8
2 アンケートに見るニーズの整理	12
3 現状から見える計画課題の整理	29
第3章 計画の基本的考え方	32
1 基本理念	32
2 施策の体系	33
第4章 分野別の施策	35
基本目標Ⅰ 男女が互いに認め合い尊重し合うまちづくり	35
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	36
2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進	36
3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進	37
4 男性にとっての男女共同参画の推進	38
基本目標Ⅱ 男女の自立をはぐくみ安心して暮らせるまちづくり	39
5 男女間のあらゆる暴力の根絶（『和気町DV対策基本計画』）	40
6 情報化社会における女性の人権の尊重	42
7 生涯を通じた女性の健康支援	42
8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり	43
基本目標Ⅲ さまざまな分野に男女が意欲的に参画できるまちづくり	44
9 政策・方針決定過程への女性の参画促進（『和気町女性活躍推進計画』）	45
10 地域社会における男女共同参画の推進	46
11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大（『和気町女性活躍推進計画』）	46
12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	47
13 女性のチャレンジ支援（『和気町女性活躍推進計画』）	47
14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	48

第5章 計画の推進体制 49

- 1 住民の参画と協働..... 49
- 2 施策の評価・検証..... 49

資料編 51

- 1 和気町男女共同参画推進委員会設置要綱 51
- 2 和気町男女共同参画推進委員会委員名簿 53
- 3 策定の経過..... 54
- 4 男女共同参画に関する年表 55
- 5 和気町男女共同参画まちづくり推進に関する条例..... 60

第1章 計画策定の目的・位置付け・背景

1 計画策定の目的

少子高齢化、人口減少社会を迎える中で、経済的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、最大の潜在力である「女性の力」が不可欠となっています。

国においては、平成27（2015）年8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入ってきました。また、令和2（2020）年12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成として目指すべき社会の将来像が示されました。

さらに「一億総活躍社会の実現」が提言されるなど、女性が自分らしく活躍できる環境整備が進められています。

また、こうした中、国際社会においては、2015年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」の1つとして、「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。

岡山県においても、令和3（2021）年3月に、社会情勢の変化に伴う新たな課題への取組を反映させた、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とする「第5次おかやまウィズプラン」が策定されました。

本町においては、第1期計画では「人権尊重と男女平等意識を高めよう」、「女性の参画を促そう」、「安全と安心の生活環境を進めよう」という3つの基本目標を掲げ、意識啓発活動や子育て・介護支援等の取り組みを進めてきました。

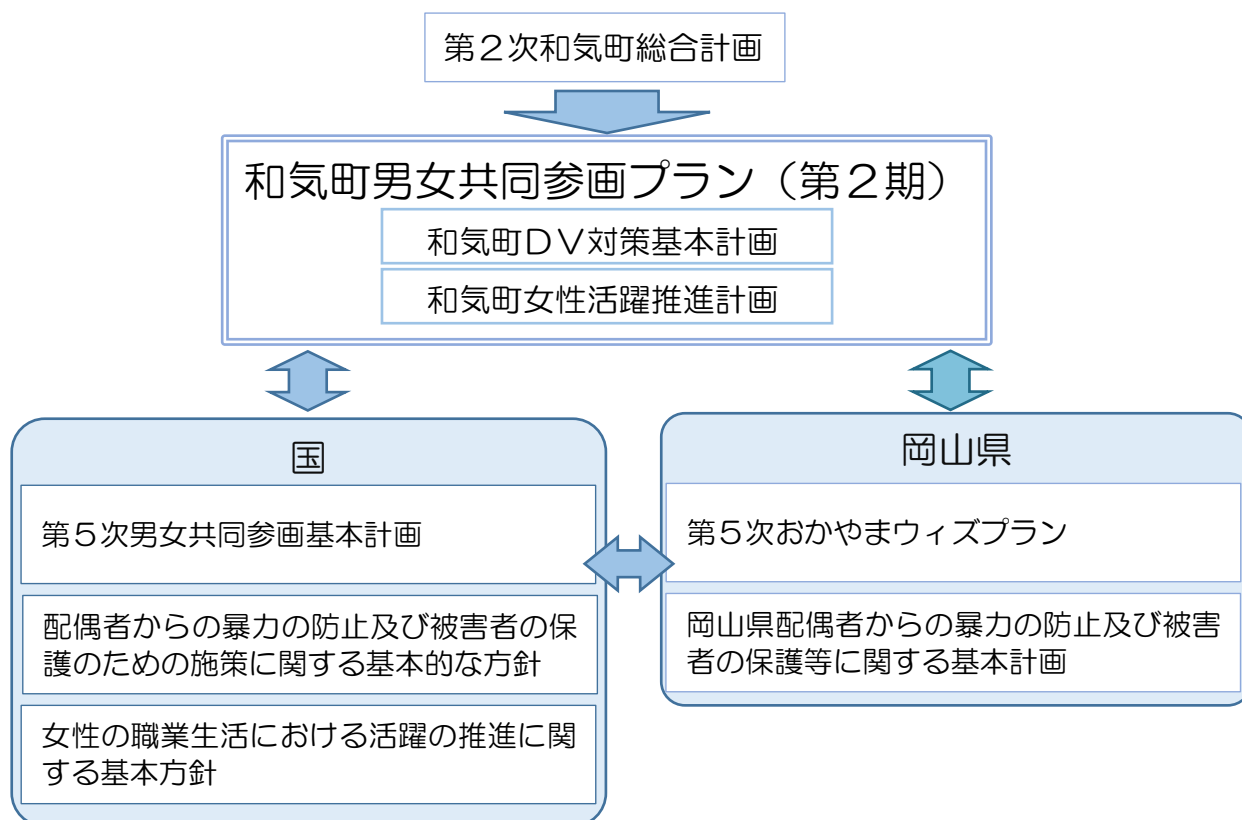
しかしながら、今回の町民アンケートや事業所アンケートの結果から、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っていること、政策や方針決定の場への女性の参画が十分に進んでいないこと、男女間の暴力の根絶、ワーク・ライフ・バランスの実現など、様々な課題が残っていることが明らかになりました。

このような反省点を踏まえ、第2期計画では具体的な施策の内容、庁内関係部局との連携の強化に努め、また定期的な計画の評価と見直しを行うこととし、着実かつ効果的にプラン実行を進めます。

2 計画の位置付け

「和気町男女共同参画プラン（第2期）（以下、「本計画」という。）」は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び、「和気町男女共同参画まちづくり推進に関する条例」第10条に基づくものであるとともに、策定にあたっては、社会経済情勢の変化とこれら国・県の計画を踏まえ、現行計画の点検・評価と和気町の地域特性、男女共同参画社会への正しい認識などを踏まえて計画を策定します。

また、本計画の一部として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下DV防止法）」第2条の3第3項に基づく『和気町DV対策基本計画』（第3章5-（①②④⑤⑥））、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく『和気町女性活躍推進計画』（第3章9・11・13）を含みます。



3 計画の期間

本計画は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とし、進捗状況を把握しながら、社会情勢や町民意識の変化を踏まえ、計画の実効性をより高めるために必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
和気町男女 共同参画プ ラン（第2 期） （10年間）	▶									

4 男女共同参画を取り巻く社会的背景

（1）国際的な動き

世界経済フォーラム（World Economic Forum）が発表した「ジェンダー・ギャップ指数 2020」によると、我が国は世界153カ国中121位で、特に経済分野（115位）と政治分野（144位）において、男女の格差が大きいと評価されています。

(2) 国の動き

内閣総理大臣から男女共同参画会議に対する計画策定に向けた「基本的な考え方」について諮問（令和元年 11 月 12 日）令和2年 11 月 11 日答申

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」に止まらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである。第5次男女共同参画基本計画は、以上のような観点を踏まえ、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して、策定されるべきである。

【答申の内容】

男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしている。外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念され、子育てや介護等の負担増加も懸念されている。
一方、これを契機として、仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間が柔軟化していくことが考えられる。
- ② 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
我が国は平成 27（2015）年から長期の人口減少過程に入っており、未婚・単独世帯が増加するなど世帯構成にも大きな変化が生じている。女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、我が国社会全体として、地域社会の担い手の確保や、多様な視点による生産性向上・イノベーションを通じて、経済社会の持続可能性向上にもつながる。
- ③ 人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
平均寿命と健康寿命の差を見ると、男性が 8.84 歳、女性は 12.35 歳と、女性の方が約 3 年長いため、要支援・要介護の状況にある者も女性の方が多くなる。また、今後は、女性のみならず男性も、親や配偶者の介護を担う負担が増大する可能性が高まっている。

男性も女性も若いうちから人生 100 年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事（ワーク）と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることが、生涯にわたって自立した生活を維持することに役立つ。

これらのことから、人生 100 年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念の打破に取り組むことが求められている。

④ 政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大

女性の政策・方針決定過程への参画には一定の進捗が見られるものの、諸外国では新しい社会を切り拓く観点から政治分野や経済分野でのジェンダー平等を進めており、我が国は、現状において大きく差を拡げられている。ジェンダー平等を社会変革の推進力としてきた諸外国の水準を目指すとともに、上述の「人口減少社会」や「人生 100 年時代」を明るい未来にしていくために、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させることが喫緊の課題である。

⑤ デジタル化社会への対応（Society5.0）

近年の目覚ましい技術革新は、従来にないスピードで社会構造の変革をもたらしている（第4次産業革命）。

デジタル化の進展により、これまで人間の行っていた労働や家事は補助・代替されることとなり、生み出された余剰時間により、新しいサービスモデルの構築（DX：デジタルトランスフォーメーション）の創造が期待される。

さらに、AIの短所に留意する必要がある。中でも、AIの情報リソースとなる蓄積された過去のデータやアルゴリズム（コンピュータによる計算方法）にバイアスが含まれていることがあることを、開発者と利用者の双方が認識する必要がある。AIが過去を学習した上で解を導くにあたって、これまでの男女の固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を強める方向で使われることの無いよう、男女が共に開発や利用に参画し、多様な視点でバイアスを改善することが重要である。

⑥ 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識

性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシャルハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。

性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要がある。

⑦ 頻発する大規模災害

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらす。女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受ける。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化するからである。したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められる。

「地域防災」は、男女が協働し、意思決定することの意義が見えやすい分野である。今後も、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することがないようにしていく必要がある。

⑧ SDGsの達成に向けた世界的な潮流

男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされている。こうした中、平成27(2015)年9月に国連で持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めている。

我が国においても、SDGs実施指針において、日本の「SDGsモデル」の確立に向けた取組の8つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げている。

ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映(ジェンダー主流化)し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進める。これにより、国際社会と協調して我が国の責務を果たし、ゴール5を含むSDGs全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献する。

基本的な視点と取り組むべき事項等

これからの男女共同参画に係る課題を、社会全体にとっては、「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」として、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」として、2つに要約することができる。

これらはいずれも社会全体又は個人の持続可能性と関係しており、男女共同参画を推進していくことは、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提であると考えられる。

多様な人材を生かせずして社会の持続可能性はありえない。また、地方においても、男女共同参画の取組が不十分な地域は、特に女性を中心として人材流出が続く可能性がある。

第5次男女共同参画基本計画の策定(令和2(2020)年12月閣議決定)

国の「第5次男女共同参画基本計画」(以下「第5次計画」と表記)では、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指すことを旨とし、あらゆる年代の女性の支援や保護の視点が重要であるとしています。

(3) 岡山県の動き

岡山県では、世界や国内の動きを背景に取組を進めてきました。平成9（1997）年4月に、知事を本部長とし、全部局長で構成する岡山県男女共同参画推進本部を設置し、全庁的な推進体制を整備しました。さらに、平成11（1999）年4月に、男女共同参画社会づくりを推進するための拠点施設として岡山県男女共同参画推進センターを開設しました。なお、この男女共同参画推進センターは「男女が共に」という意味を込めて、愛称を「ウィズセンター」としています。

男女共同参画社会の実現を県政の最重要課題の一つと位置付け、平成13（2001）年に「おかやまウィズプラン21」、平成18（2006）年に「新おかやまウィズプラン」、平成23（2011）年に「第3次おかやまウィズプラン」、平成28（2016）年に「第4次おかやまウィズプラン」を策定し、さまざまな取組を推進してきました。この間、固定的な性別役割分担意識の一定の改善や女性の社会進出などについての成果も見られる一方、男女間で依然として意識差が存在するものもあります。また、地方創生や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の成立といった新たな動きも踏まえながら、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などについては、今まで以上に重点的に取り組むべき課題となっています。

こうした状況を踏まえ、真の男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層、計画的かつ総合的に推進するため、第5次となる県の男女共同参画基本計画「第5次おかやまウィズプラン」が令和2（2020）年3月策定されました。

第5次おかやまウィズプラン		
目標：男女が共に輝くおかやまづくり		
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会 の基盤づくり	基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重 される社会の構築	基本目標Ⅲ 男女が共に活躍 する社会づくり
●男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し ●男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進 ●学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進 ●男性にとっての男女共同参画の推進	●男女間のあらゆる暴力の根絶 ●情報化社会における女性の人権の尊重 ●生涯を通じた女性の健康支援 ●生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり	●政策・方針決定過程への女性の参画促進 ●地域社会における男女共同参画の推進 ●さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大 ●雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ●女性のチャレンジ支援 ●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

5 計画の策定体制

本計画の策定において、令和2（2020）年8月から9月に実施した18歳以上の町民1,000人を対象としたアンケート調査や事業所アンケートを基礎資料として活用しました。

また、庁舎内関係部局においても、本計画素案の検討を行いました。

○ 和気町男女共同参画推進委員会

本計画に専門的な意見を反映させていくため、「和気町男女共同参画推進委員会」に計画案を諮り、その検討と提言を得ました。

○ パブリックコメントの実施

本計画素案について、町民意見の募集（パブリックコメント）を令和3（2021）年2月12日から3月12日までの期間に実施し、寄せられた意見等を参考にして最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 町の現状とアンケート等に見るニーズ

1 和気町の現状

(1) 和気町の全体像

平成 18 年 3 月 1 日に旧佐伯町、旧和気町の両町が合併して誕生した本町は、岡山県の東南部に位置し、備前市や赤磐市に接し、吉備高原から連なる標高200～400mの山々に囲まれた自然豊かな町です。

南北に県三大河川の吉井川が貫流し、吉井川に流れ込む王子川や金剛川、初瀬川などの平野部には農地が広がり、水稻や野菜、果物などの農作物の生産が行われています。

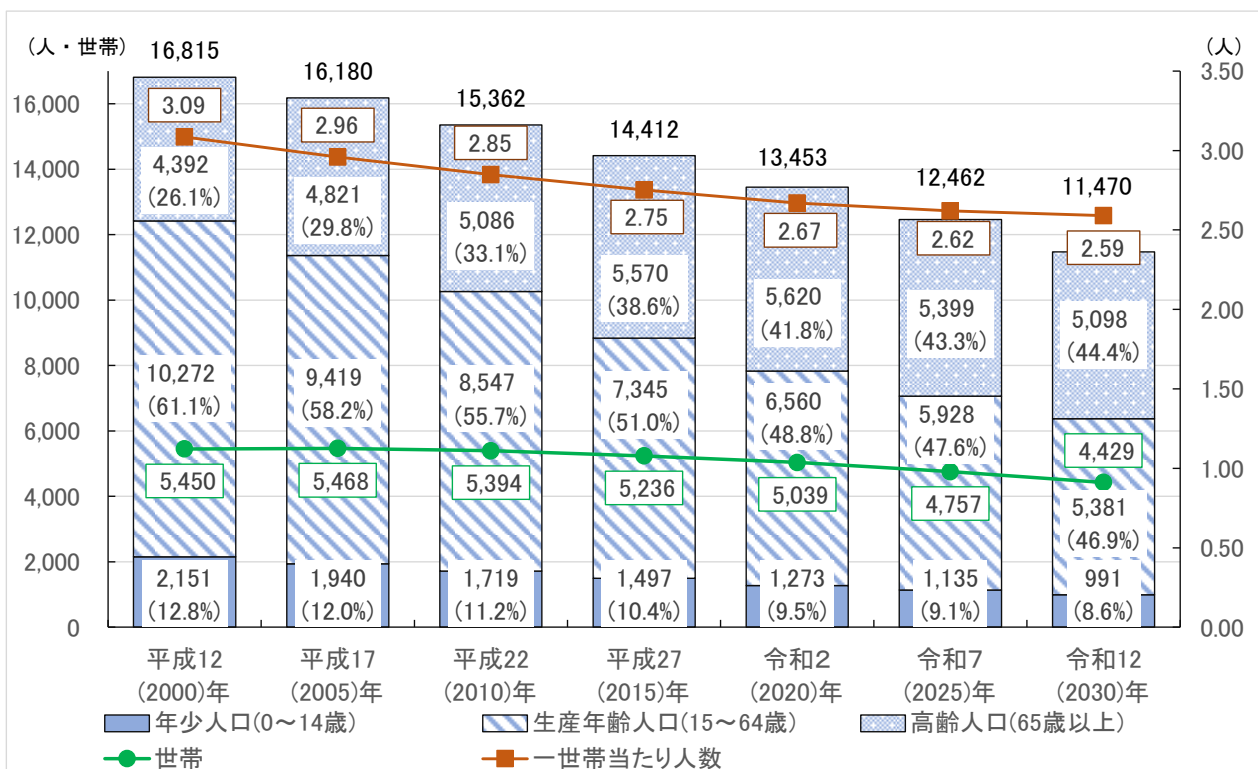
いずれの地域も古代から備前の国和気郡に属しており、吉備文化圏の東部に位置する政治・文化の中心地で、現在では南北に貫通する国道374号やJR山陽本線、山陽自動車道や岡山美作道路の整備促進により広域交通の要衝として発展しています。

(2) 人口と世帯の状況

本町の人口は、平成2（1990）年以降減少し続けています。一般世帯数は平成 17（2005）年までは増加していましたが、以降減少しています。

年少人口（0～14 歳）比率では、平成 27（2015）年は 10.4%であり、岡山県平均の 13.1%、全国平均の 12.6%を下回っています。一方、高齢化率では、平成 27（2015）年は 38.6%であり、岡山県平均の 28.7%、全国平均の 26.6%を上回っています。

【図 1 人口・世帯数の推移】



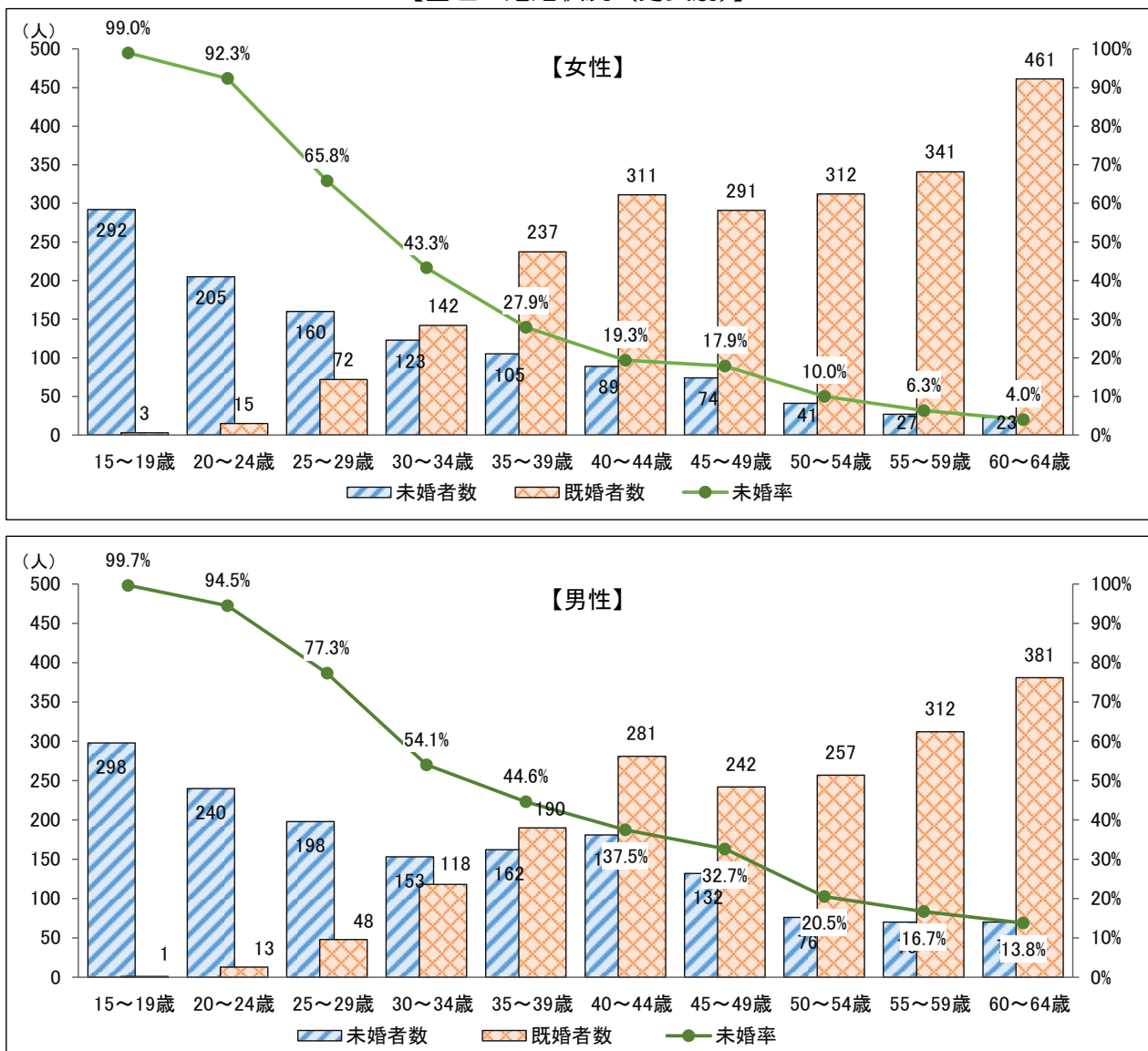
資料：平成 27（2015）年まで国勢調査、令和 2（2020）年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』

少子高齢化と生産年齢人口の減少は、高齢者の生活支援をはじめ子育て支援、障がい者への支援、地域防災対策、社会保障対策など、様々な分野に影響を及ぼし、地域の生活機能が弱体化していくおそれがあります。男女共同参画の推進は、就労を希望する女性が「働きやすく、個人の能力を生かして地域社会で活躍できる環境」や「男性も子育てなどに参加しやすい環境」などを整えていくことによって、少子高齢化をはじめとする諸問題解決の糸口になることが期待されます。

(3) 女性の婚姻状況

本町における未既婚者数を年齢別にみると、女性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代後半になると大きく逆転することから、この年代が婚姻の中心的年齢層であることがわかります。男性の場合も30歳代後半で未婚者数と既婚者数が逆転しています。

【図2 婚姻状況（男女別）】

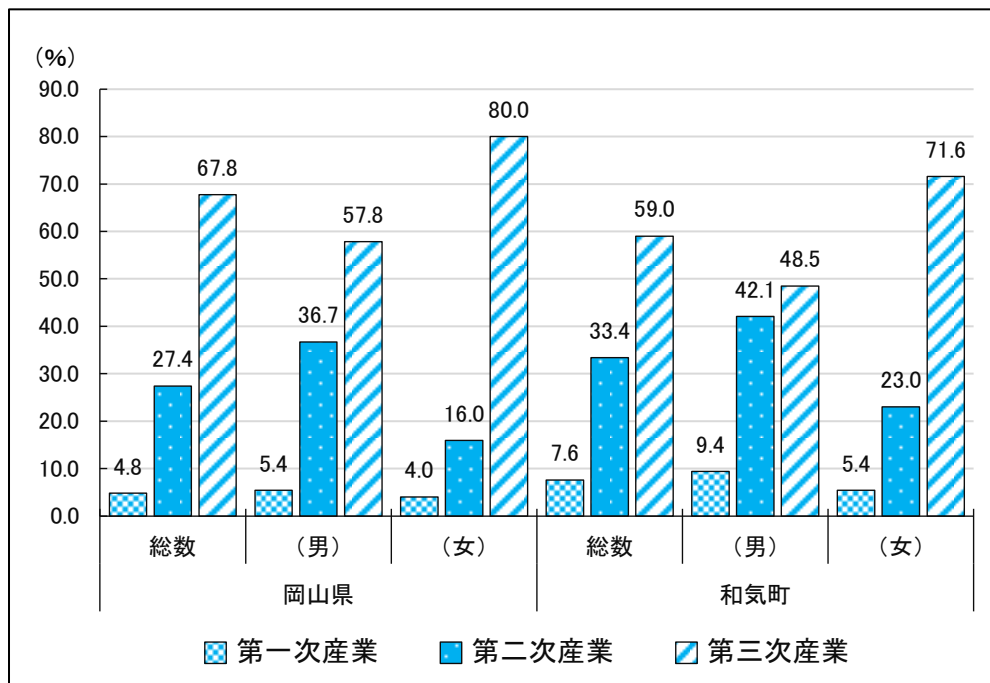


資料：国勢調査（平成27（2015）年）、離婚・死別は「既婚者数」に含む。

(4) 男女別就業状況

本町における就業比率を性別にみると、県平均と比較して、男性では第1次産業就業者比率がやや高くなっており、女性では第2次産業就業者比率がやや高く、第3次産業就業者比率がやや低くなっています。

【図3 男女別就業比率】

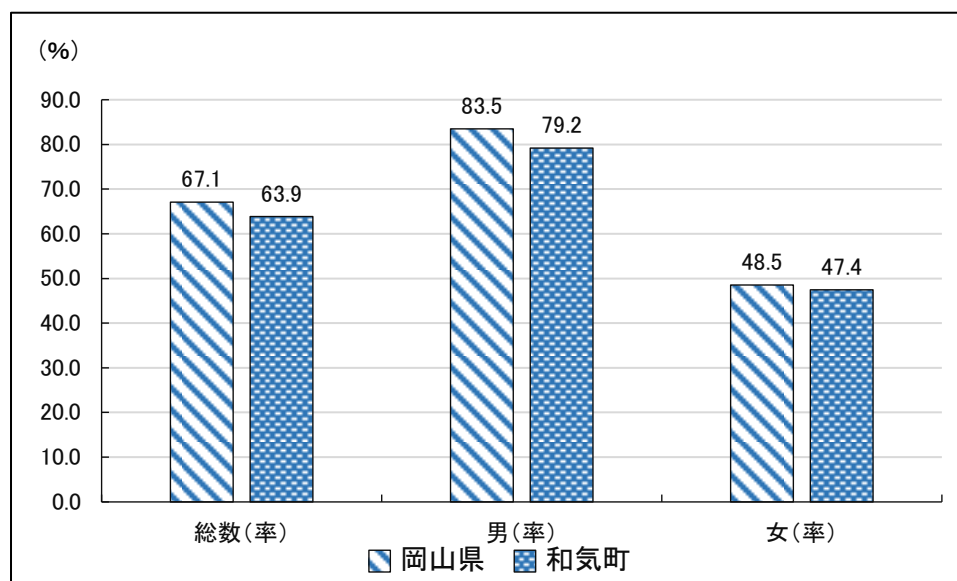


資料：国勢調査（平成27（2015）年）

(5) 雇用者の正規比率

本町における雇用者の正規比率を性別にみると、男性は79.2%ですが、女性は47.4%と低くなっています。

【図4 雇用者の正規比率】



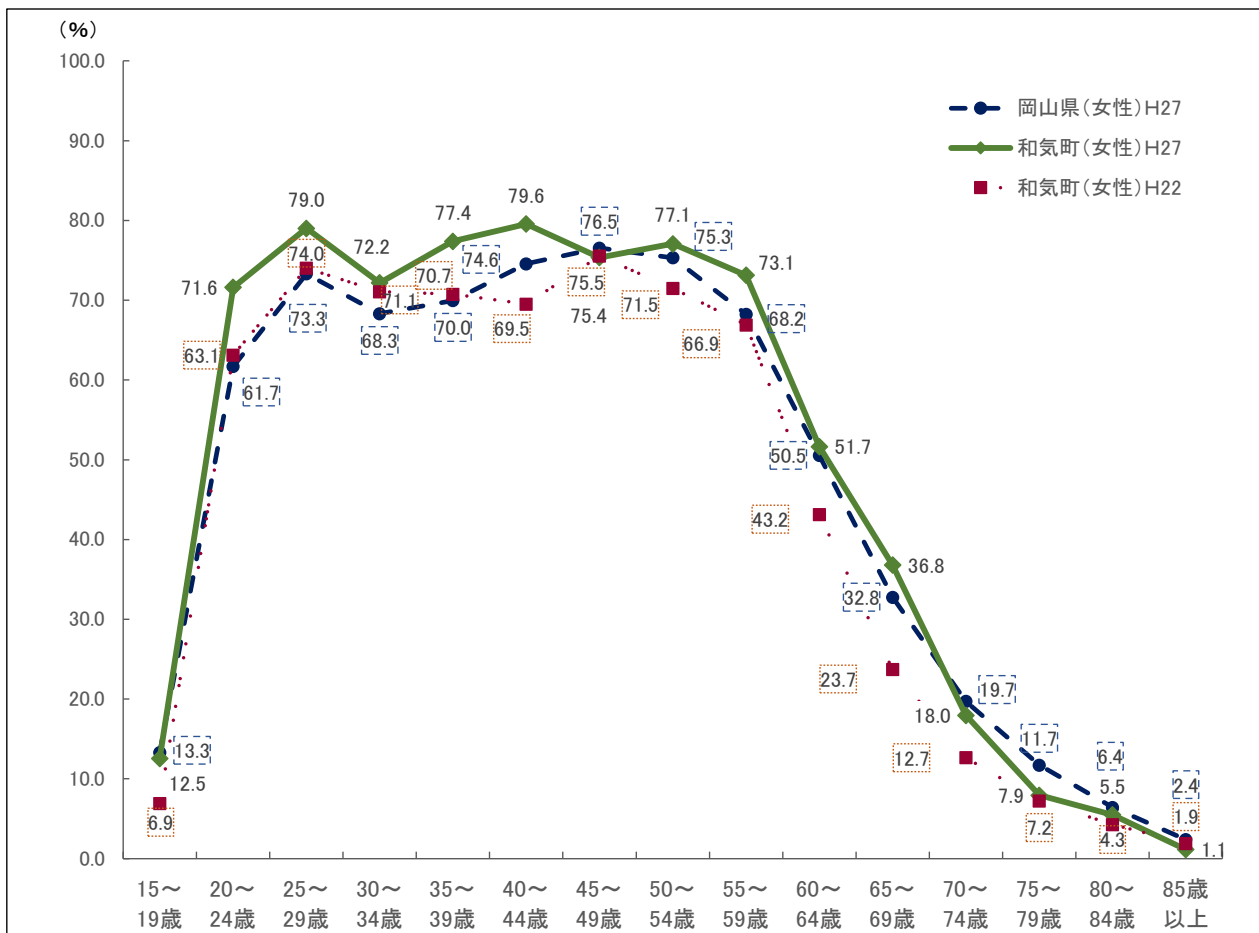
資料：国勢調査（平成27（2015）年）

(6) 女性の就業状況

本町における女性の就業率をみると、30 歳代前半に一旦減少し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ」の状況にあるものの、就業率自体が70 歳以上を除き県の平均をおおむね上回っています。つまり共働きをはじめ、働く女性が多いことが特徴となっています。

今後、子育てしながら安心して働き続けられる環境整備や再就職支援など、就労を希望する女性のニーズに応じた、より一層の支援策が求められますが、平成 22（2010）年と平成 27（2015）年の比較では、就業率は高くなっており、中でも 40 歳代前半の就業率が高くなっています。

【図 5 女性の年齢別就業率】



資料：国勢調査（平成 22（2010）年、平成 27（2015）年）

2 アンケートにみるニーズの整理

《町民アンケート》

本調査は、男女共同参画に関するお考えや日常生活について住民のみなさまのご意見をお伺いし、令和3（2021）年度から始まる「和気町男女共同参画プラン（第2期）」策定の基礎資料とさせていただくために実施しました。

（1）調査の概要

調査名	和気町男女共同参画プラン（第2期）策定のためのアンケート調査
調査対象・配布数	和気町にお住まいの満18歳以上の方、1,000人
調査方法	無作為抽出、郵送法
調査時期	令和2（2020）年8月～9月
有効回収数・率	391人、39.1%

《事業所アンケート》

この調査は、新たな計画の策定にあたって、事業所の皆様から男女共同参画や女性活躍推進に向けた取組の現状や問題点、ご意見等をお伺いし、基礎的な資料とさせていただくことを目的として実施しました。

（1）調査の概要

調査名	和気町男女共同参画に関する事業所アンケート調査
調査対象	和気町内の企業の代表者の方または総務の責任者の方、人事ご担当の方
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査時期	令和2（2020）年8月～9月
有効回収数	17事業所

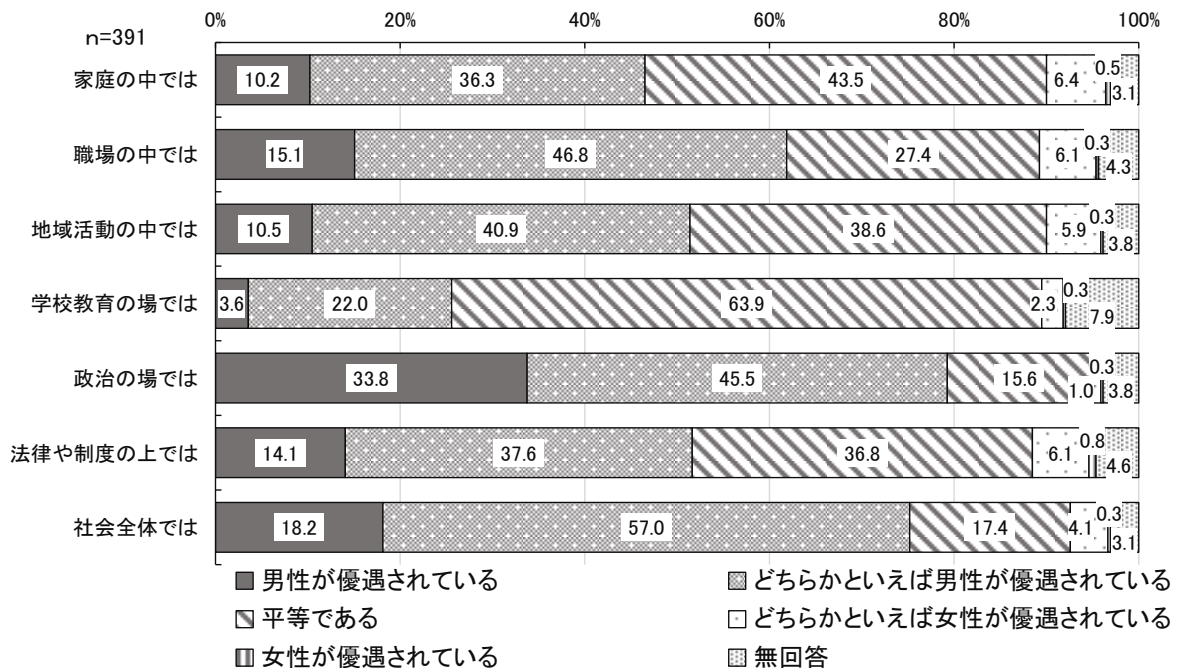
(2) 調査結果

① 男女の地位の平等性について《町民アンケート》

「平等である」の割合は最も高いのが「学校教育の場」で6割以上、最も低いのが「政治の場」で2割以下となっています。

一方、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた『男性優遇』の割合は最も高いのが「政治の場」で約8割、最も低いのが「学校教育の場」で2割以上となっており、「どちらかといえば女性が優遇されている」と「女性が優遇されている」を合わせた『女性優遇』は、最も高くて「家庭の中では」と「法律や制度の上では」で1割以下となっています。

【図6 男女の地位は平等になっていると思うか】

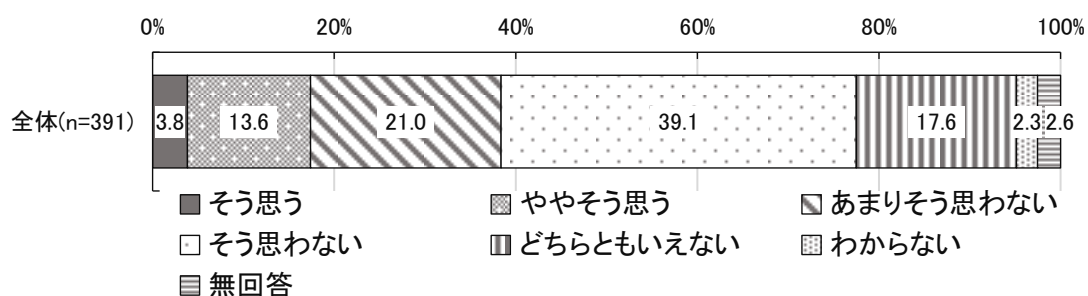


② 「男は仕事、女は家庭」という考え方について《町民アンケート》

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」が39.1%と最も高く、次いで、「あまりそう思わない」(21.0%)、「どちらともいえない」(17.6%)、「ややそう思う」(13.6%)、「そう思う」(3.8%)、「わからない」(2.3%)の順となっています。

また、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『「男は仕事、女は家庭」だと思う』は約2割弱、「そう思わない」と「あまりそう思わない」を合わせた『「男は仕事、女は家庭」だと思わない』が約6割となっています。

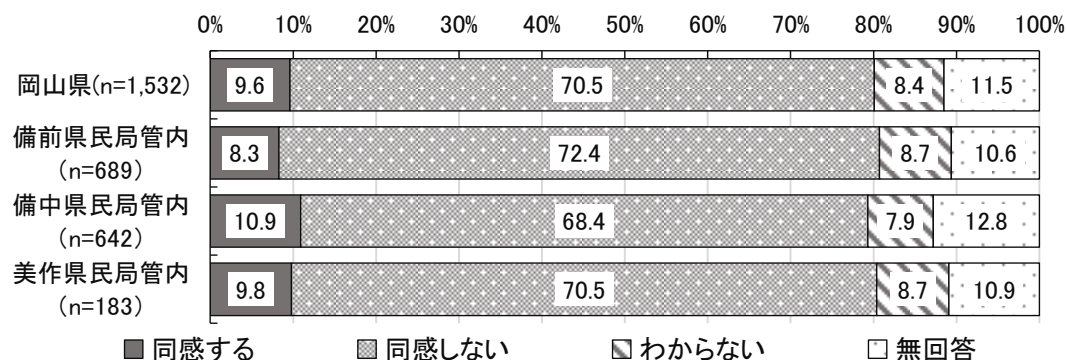
【図7 「男は仕事、女は家庭」という考え方について】



・国・県との比較

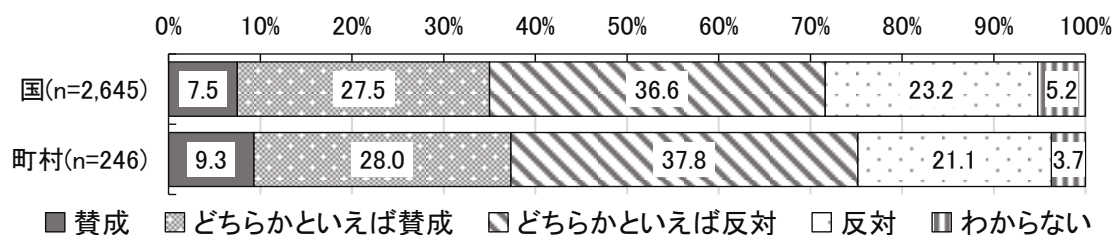
『「男は仕事、女は家庭」だと思う』(17.4%)については、岡山県では9.6%、備前県民局管内では8.3%と本町より低く、国では35.0%、町村で37.3%と本町より高くなっています。

【図8 「男は仕事、女は家庭」という考え方について(県)】



岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査(令和元年10月)

【図9 「男は仕事、女は家庭」という考え方について(国)】



国調査 男女共同参画社会に関する世論調査(令和元年9月)

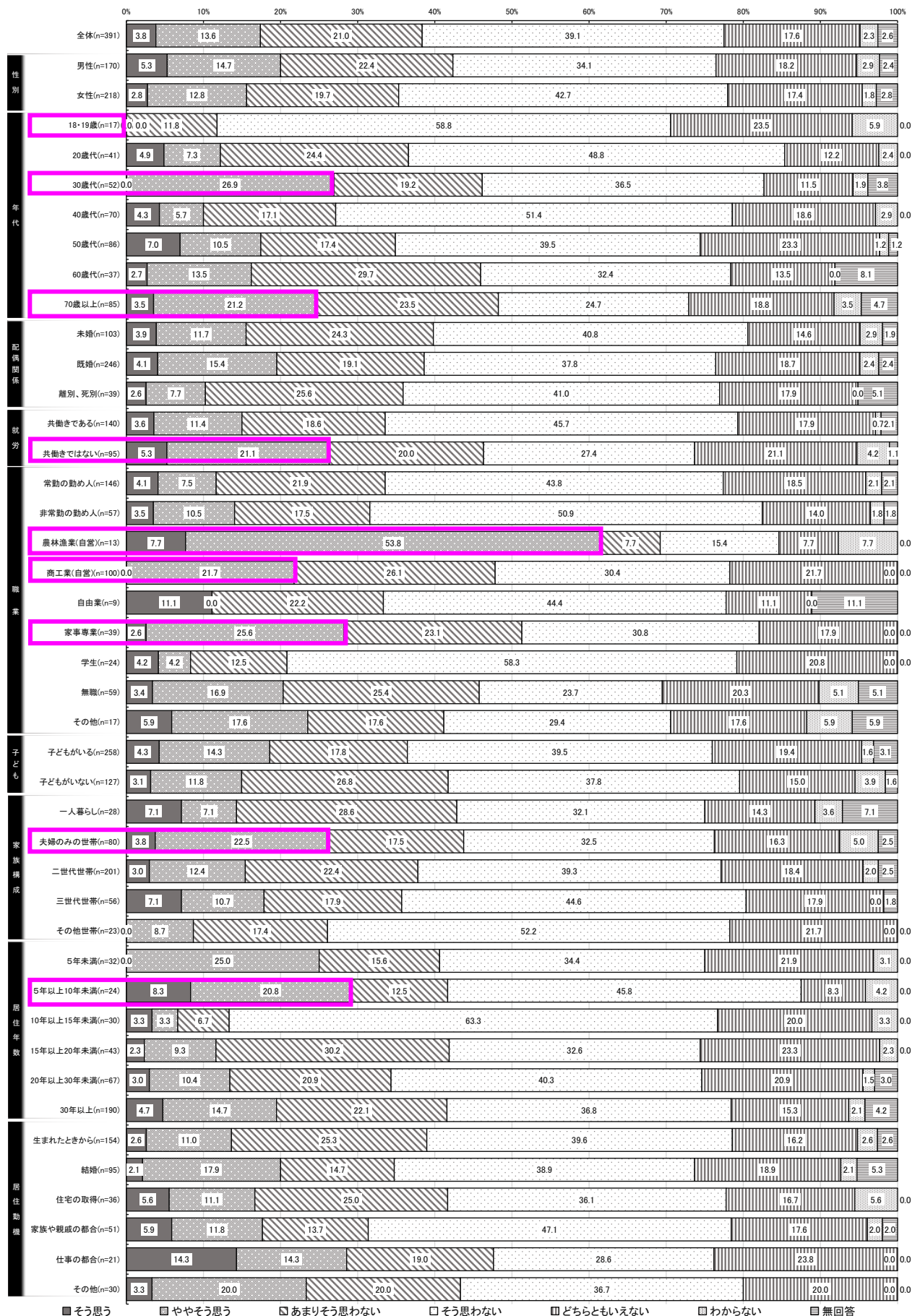
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」:「賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「反対」「わからない」

・属性の分析

『「男は仕事、女は家庭」だと思う』の割合は、年代別では30代(26.9%)が最も高く、次いで、70歳以上(24.7%)で、18・19歳(0.0%)が最も低くなっています。

また、その割合は共働きではないが高く、夫婦のみの世帯が高くなっており、居住年数10年未満が高くなっています。職業別では、農林漁業の自営業主または家族従業員と家事専業が高くなっています。

【図 10 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（属性別）】

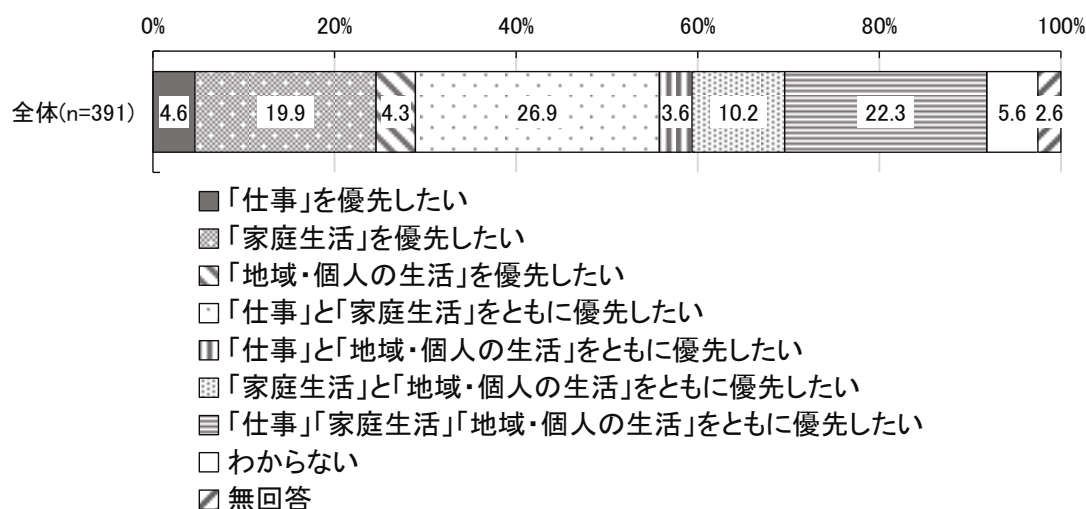


③ 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・つきあい等）」の優先度について《町民アンケート》

I 生活の中での希望（理想）

「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」が26.9%と最も高く、次いで、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したい」（22.3%）、「家庭生活」を優先したい」（19.9%）、「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい」（10.2%）、「わからない」（5.6%）などの順となっています。

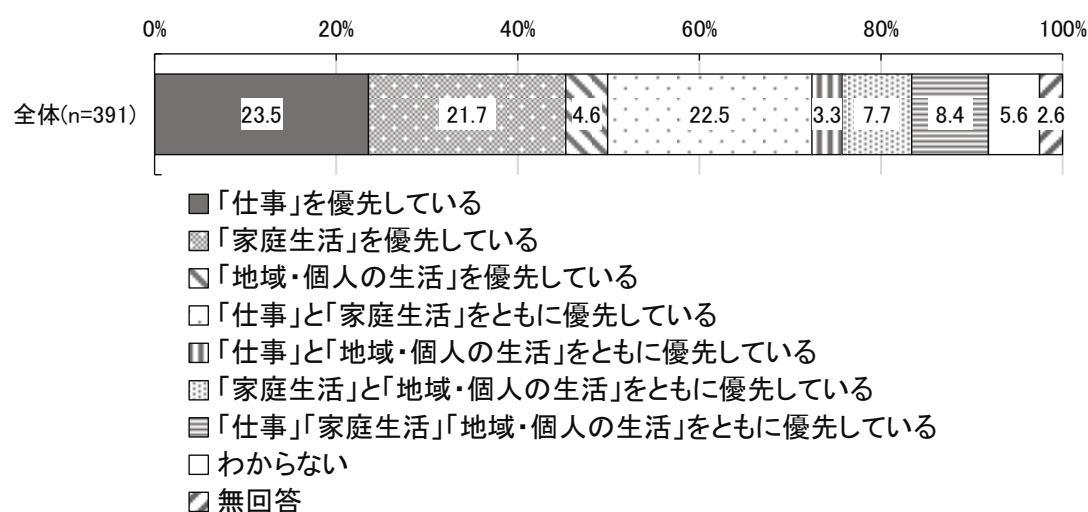
【図 11 生活の中での優先度（あなたの希望（理想）に最も近いもの）】



II 生活の中での現実（現状）

「仕事」を優先している」が23.5%と最も高く、次いで、「仕事」と「家庭生活」をともに優先している」（22.5%）、「家庭生活」を優先している」（21.7%）、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先している」（8.4%）、「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している」（7.7%）などの順となっています。

【図 12 生活の中での優先度（あなたの現実（現状）に最も近いもの）】

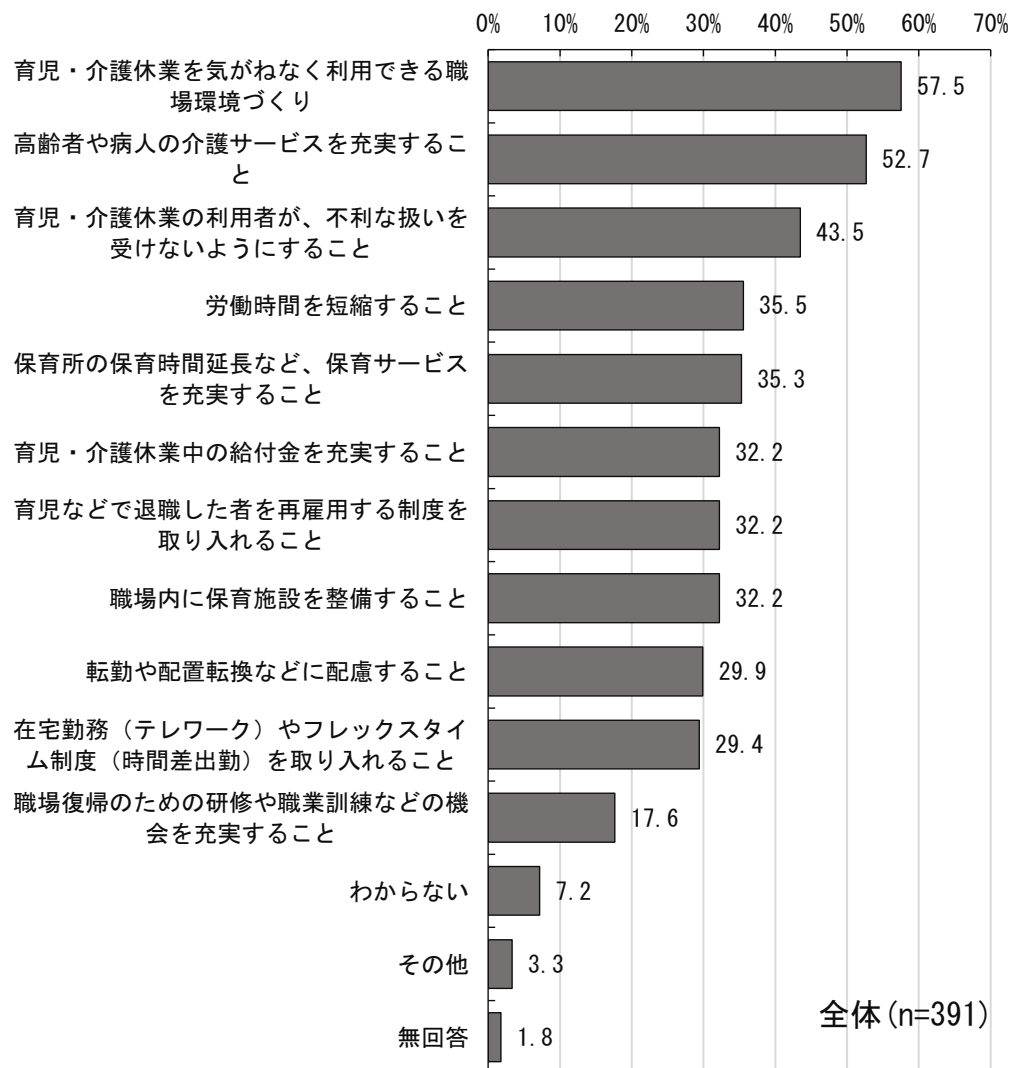


④ 男女がともに、仕事と家庭生活を両立して生活するために必要なことについて

《町民アンケート》

「育児・介護休業を気がねなく利用できる職場環境づくり」が 57.5%と最も高く、次いで、「高齢者や病人の介護サービスを充実すること」(52.7%)、「育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにすること」(43.5%)、「労働時間を短縮すること」(35.5%)、「保育所の保育時間延長など、保育サービスを充実すること」(35.3%)、「育児・介護休業中の給付金を充実すること」と「育児などで退職した者を再雇用する制度を取り入れること」と「職場内に保育施設を整備すること」(同じで 32.2%)などの順となっています。

【図 13 仕事と家庭生活を両立して生活できるようにするために必要なこと】

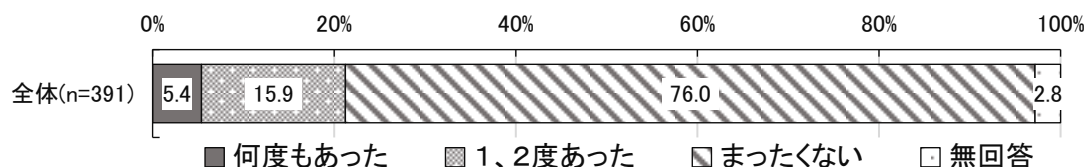


⑤ DV（配偶者や恋人からの暴力）について《町民アンケート》

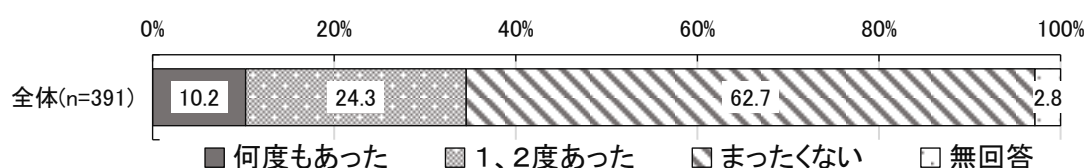
身近な地域や職場で、見聞きした割合に比べて実際に受けているという割合は低く、約半数が「相談しなかった」と回答されています。

【図 14 身近な地域や職場で、男女間の問題で以下のようなことをみたり、聞いたりしたこと】

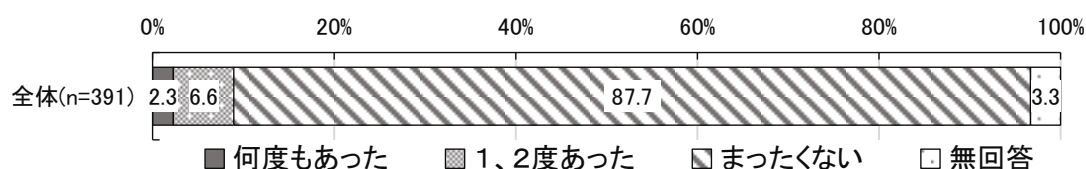
I なぐったり、けったり、物を投げつけたり、つきとばしたりするなど身体に対する暴行



II 人格を否定するような暴言や監視などの精神的いやがらせ、恐怖を感じるような脅迫

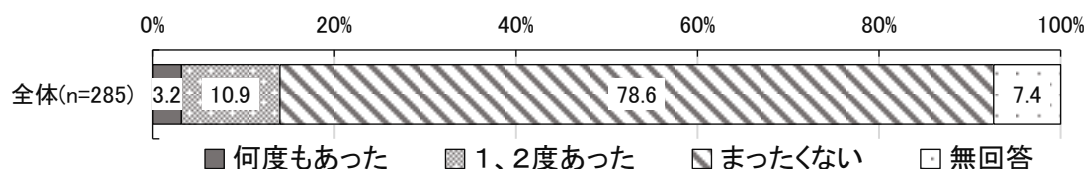


III いやがっているのに性的な行為を強要



【図 15 配偶者からされた行為】

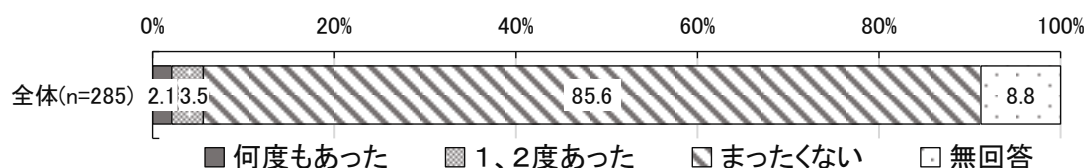
I なぐったり、けったり、物を投げつけたり、つきとばしたりするなど身体に対する暴行



II 人格を否定するような暴言や監視などの精神的いやがらせ、恐怖を感じるような脅迫

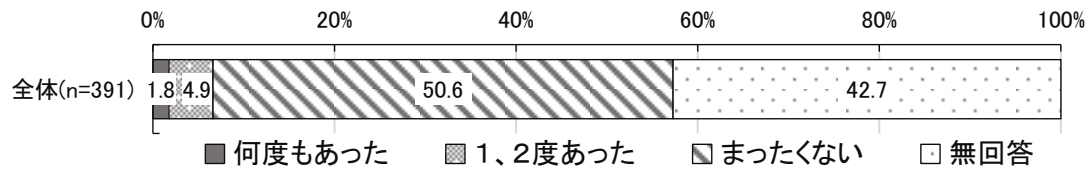


III いやがっているのに性的な行為を強要

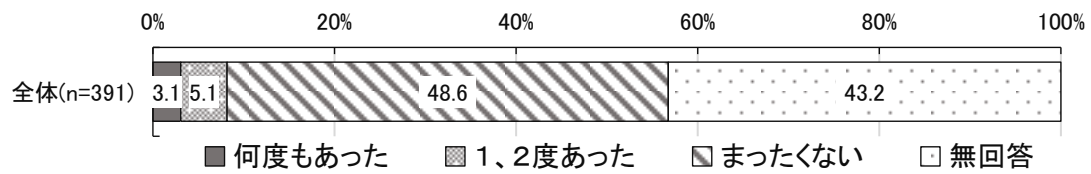


【図 16 交際相手からされた行為】

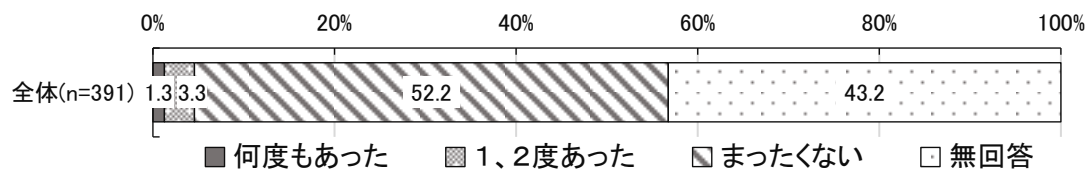
Ⅰ なぐったり、けったり、物を投げつけたり、つきとばしたりするなど身体に対する暴行



Ⅱ 人格を否定するような暴言や監視などの精神的いやがらせ、恐怖を感じるような脅迫

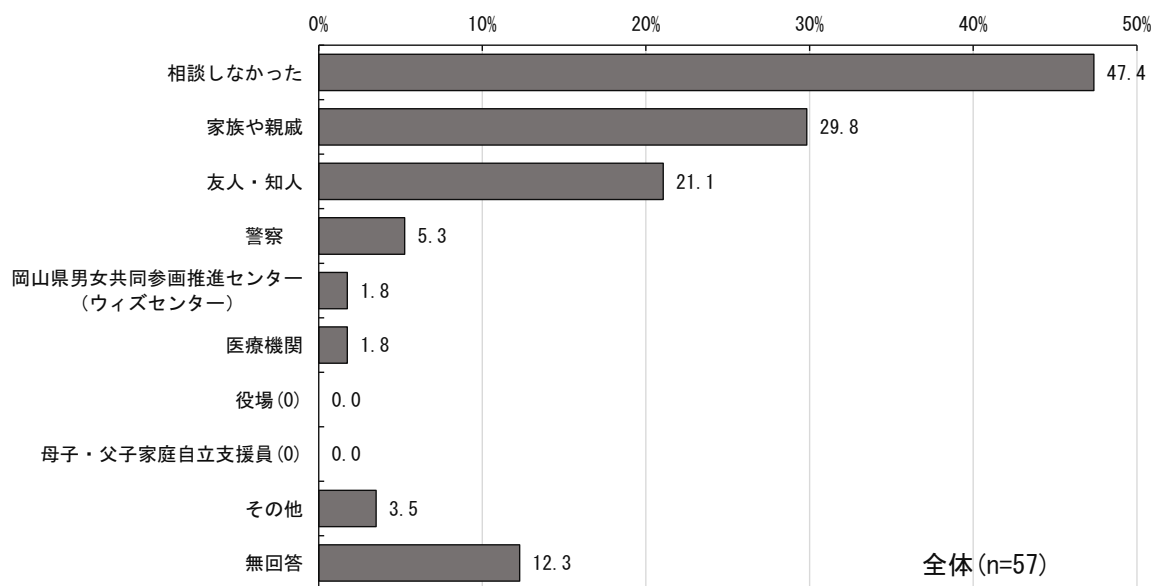


Ⅲ いやがっているのに性的な行為を強要



【図 17 あなたが受けた行為について誰かに相談したか】

(対象：結婚しているまたはこれまでに結婚したことがある方)

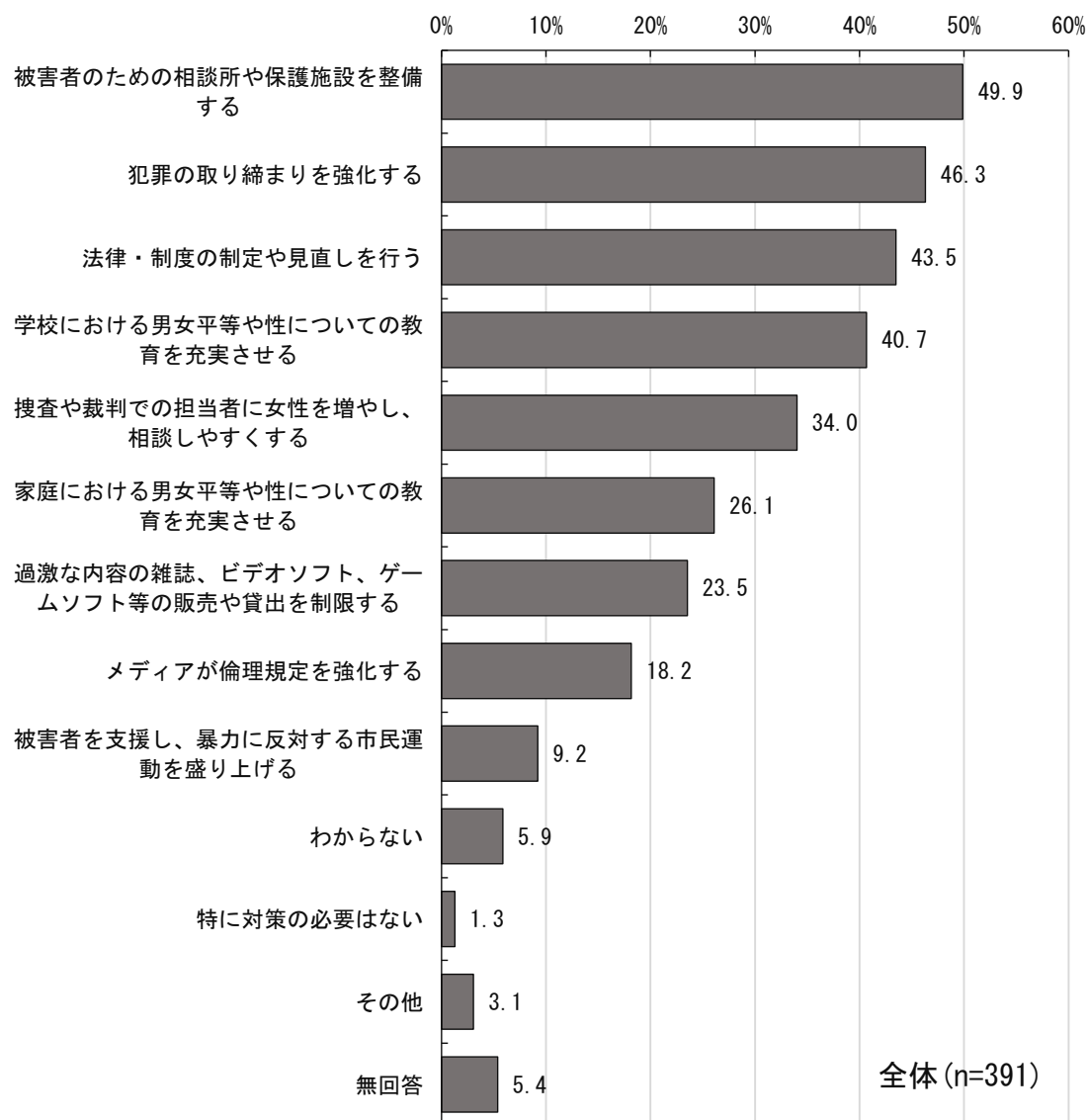


⑥ 性犯罪、買売春（いわゆる「援助交際」を含む）、配偶者等の暴力、セクシュアル・ハラスメント等、女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいか

《町民アンケート》

「被害者のための相談所や保護施設を整備する」が49.9%と最も高く、次いで、「犯罪の取り締まりを強化する」(46.3%)、「法律・制度の制定や見直しを行う」(43.5%)、「学校における男女平等や性についての教育を充実させる」(40.7%)、「捜査や裁判での担当者に女性を増やし、相談しやすくする」(34.0%)などの順となっています。

【図 18 女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいか】

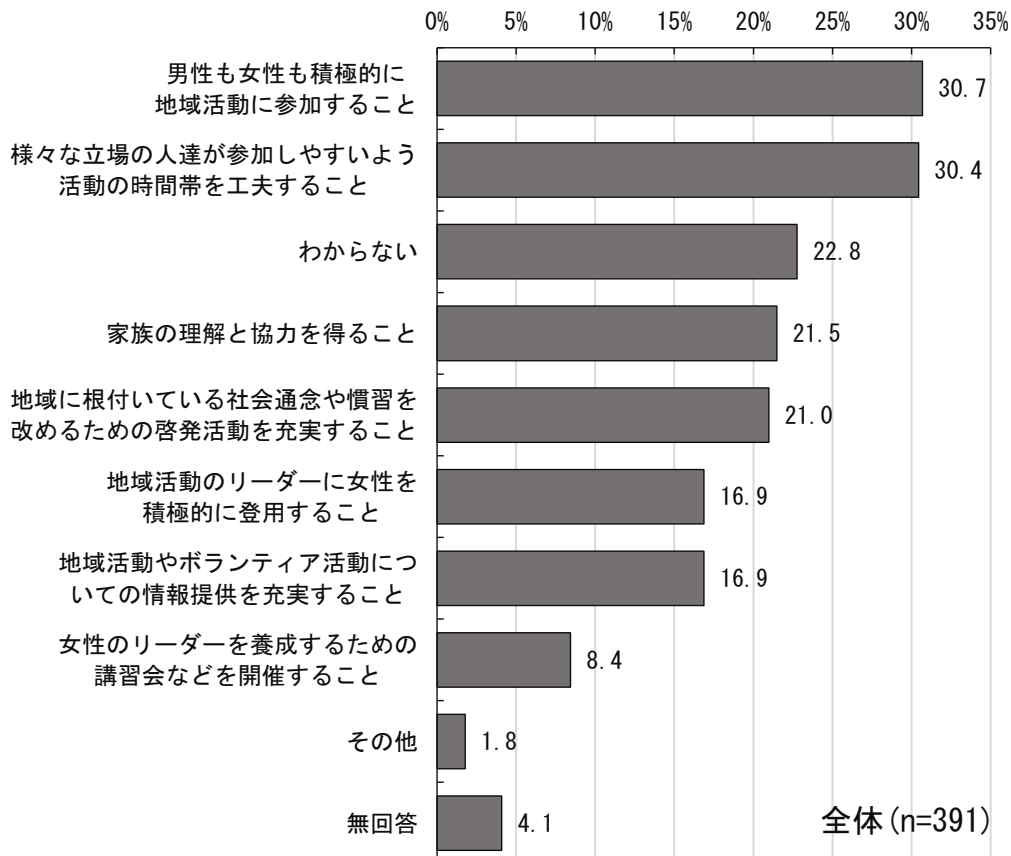


⑦ 地域活動において男女共同参画を積極的に進めるために必要なことについて

《町民アンケート》

3割以上が「男性も女性も積極的に地域活動に参加すること」と「様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」、2割以上が「家族の理解と協力を得ること」と「地域に根付いている社会通念や慣習を改めるための啓発活動を充実すること」と回答されています。

【図 19 男女共同参画を積極的に進めるためには、どのようなことが必要なこと】

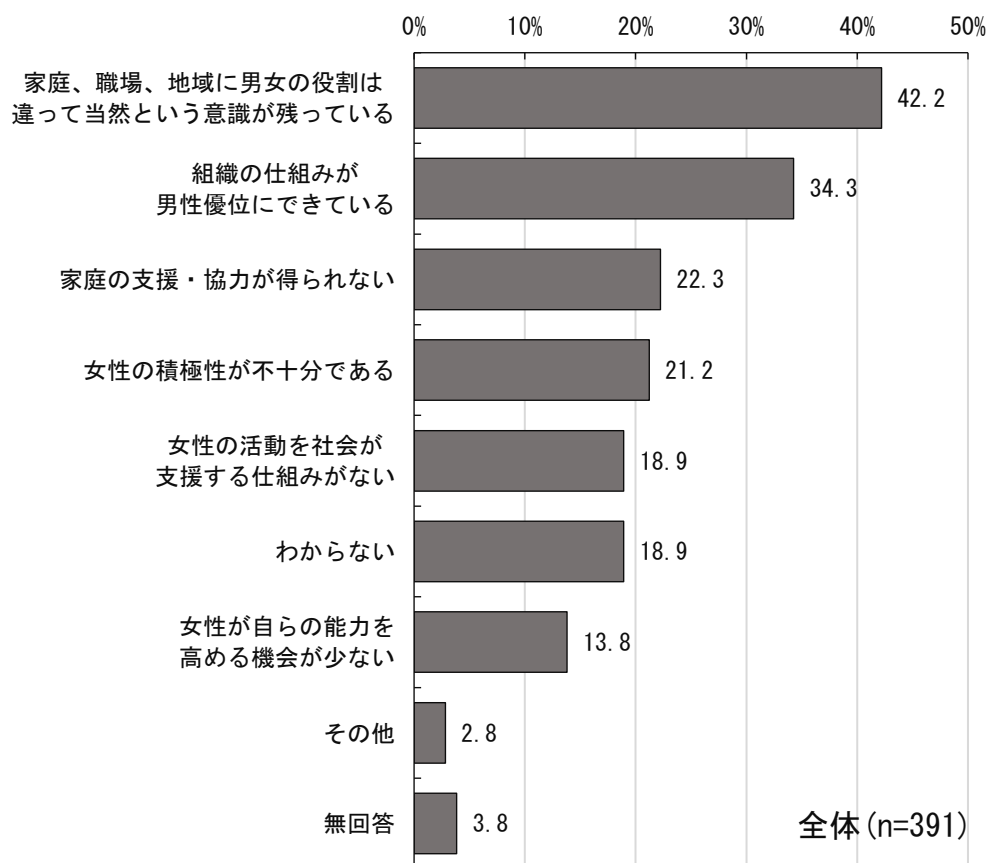


⑧ 施策の企画、方針決定過程に女性があまり進出していない理由について

《町民アンケート》

4割以上が「家庭、職場、地域に男女の役割は違って当然という意識が残っている」、3割以上が「組織の仕組みが男性優位にできている」と回答されています。

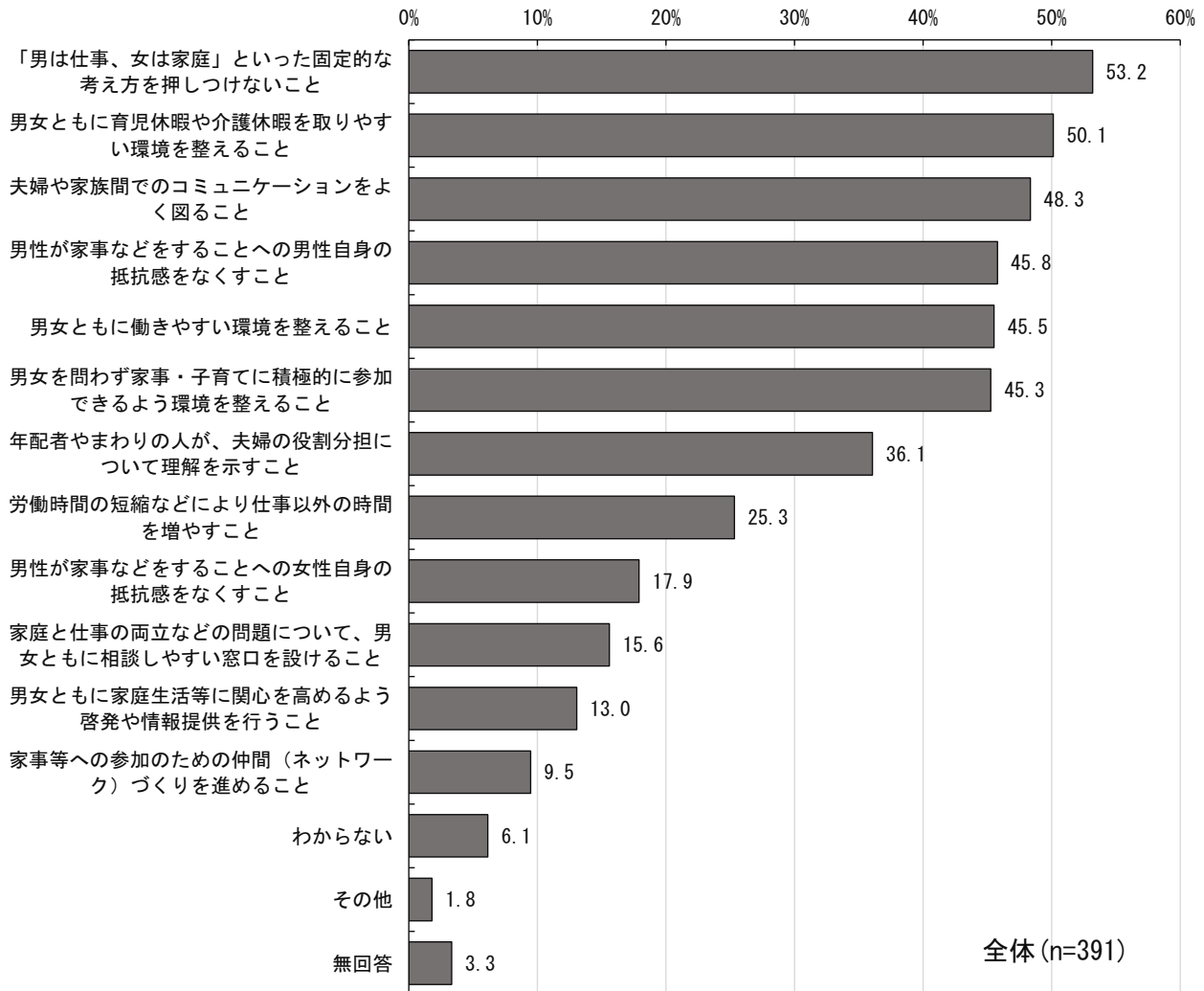
【図 20 施策の企画、方針決定過程に女性があまり進出していない、主な理由】



⑨ 男性と女性がともに、家庭や地域のことに積極的に参加するために必要なことについて
 ≪町民アンケート≫

半数以上が「男は仕事、女は家庭」といった固定的な考え方を押しつけないことと、
 「男女ともに育児休暇や介護休暇を取りやすい環境を整えること」と回答しています。

【図 21 男性と女性がともに、家庭や地域のことに積極的に参加するために必要なこと】

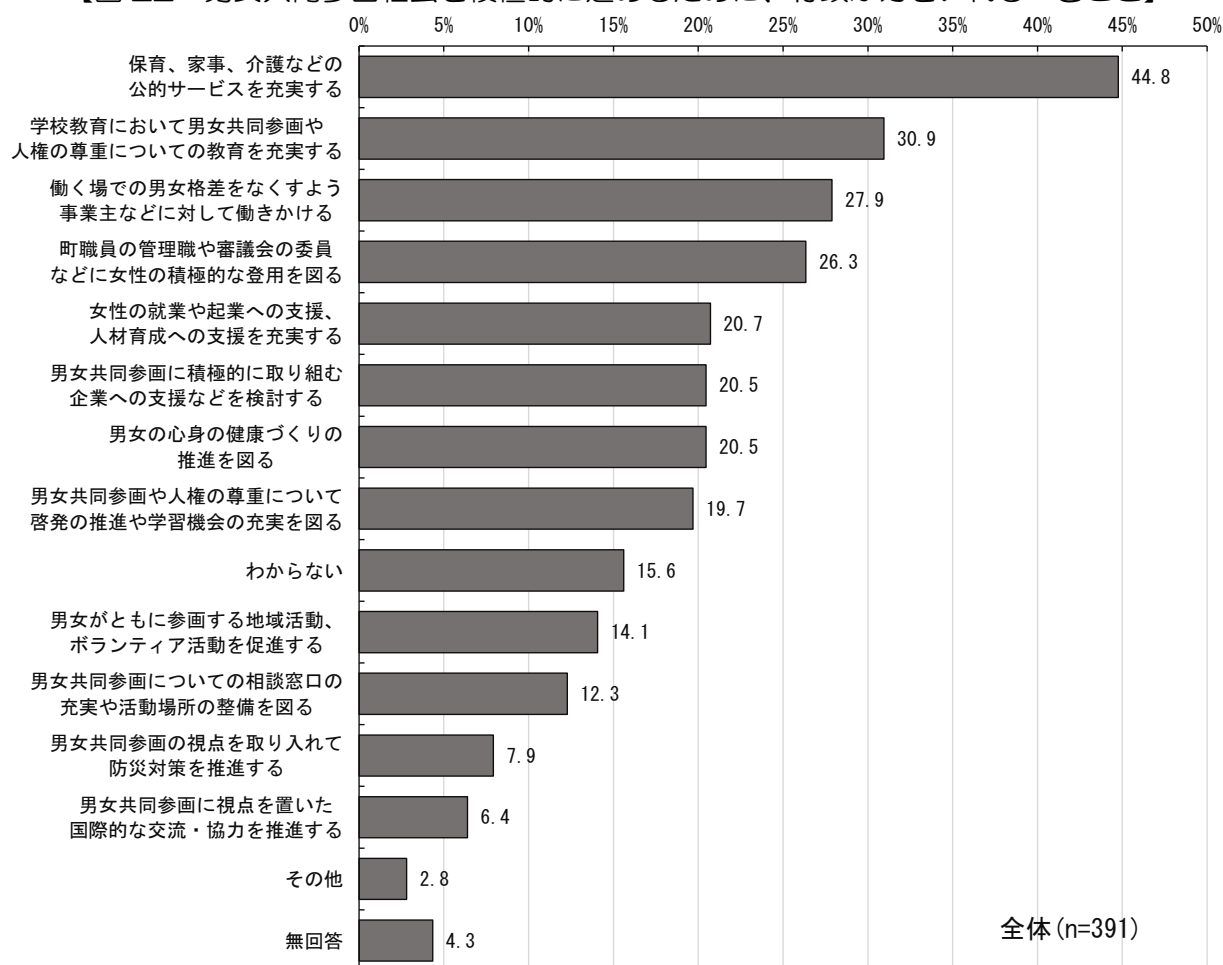


⑩ 男女共同参画社会を積極的に進めるために、行政が力をいれるべきことについて

《町民アンケート》

4割以上が「保育、家事、介護などの公的サービスを充実する」と回答しており、「学校教育において男女共同参画や人権の尊重についての教育を充実する」、「働く場での男女格差をなくすよう事業主などに対して働きかける」、「町職員の管理職や審議会の委員などに女性の積極的な登用を図る」など学校教育・公的サービスの充実・人材登用や事業主への働きかけが求められています。

【図 22 男女共同参画社会を積極的に進めるために、行政が力をいれるべきこと】

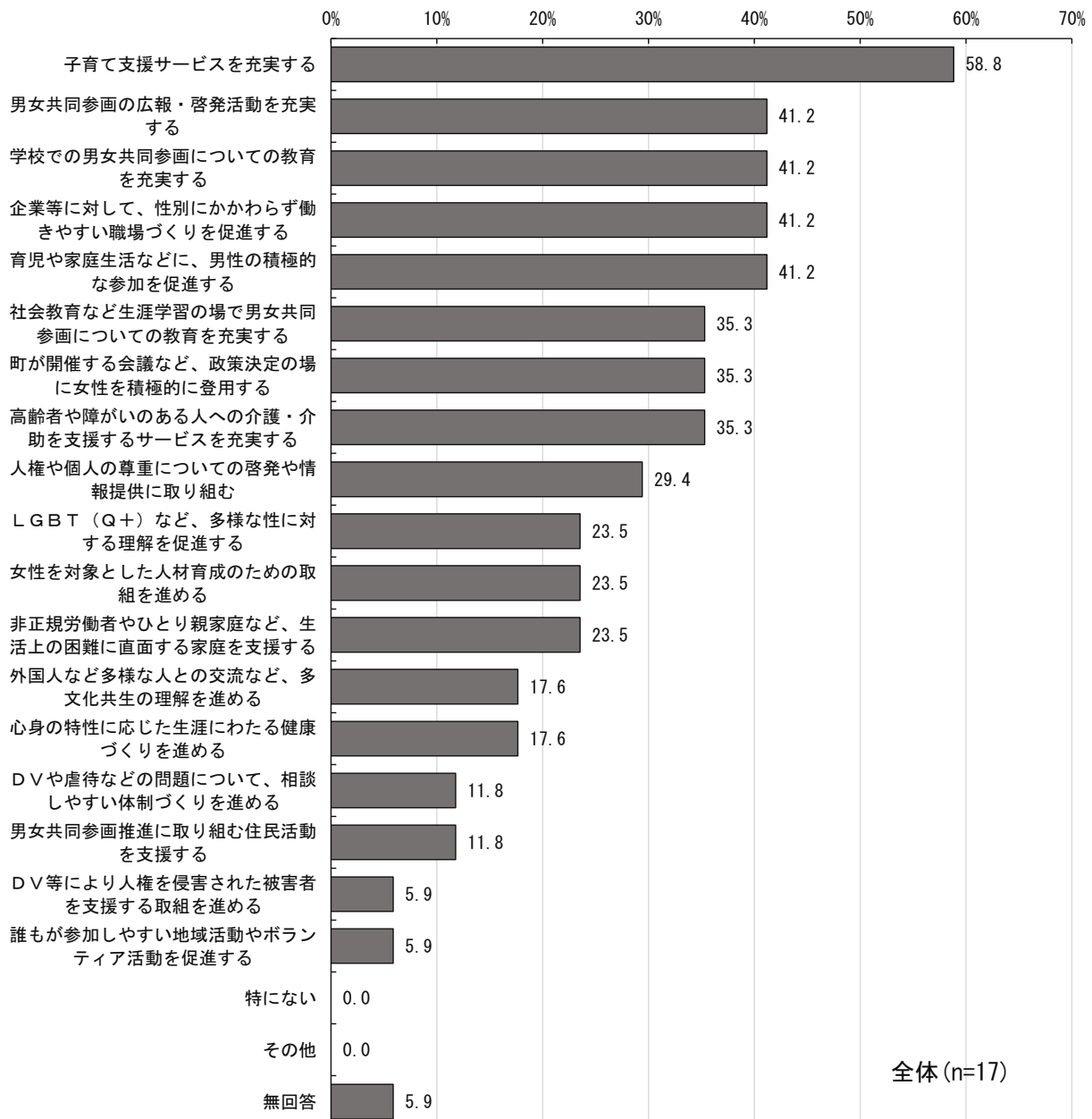


⑪ 男女共同参画社会を積極的に進めるために、行政が力をいれるべきことについて

《事業所アンケート》

事業所アンケートでは、約6割が「子育て支援サービスを充実する」、4割以上が「男女共同参画の広報・啓発活動を充実する」と「学校での男女共同参画についての教育を充実する」と「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」と「育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する」となっています。

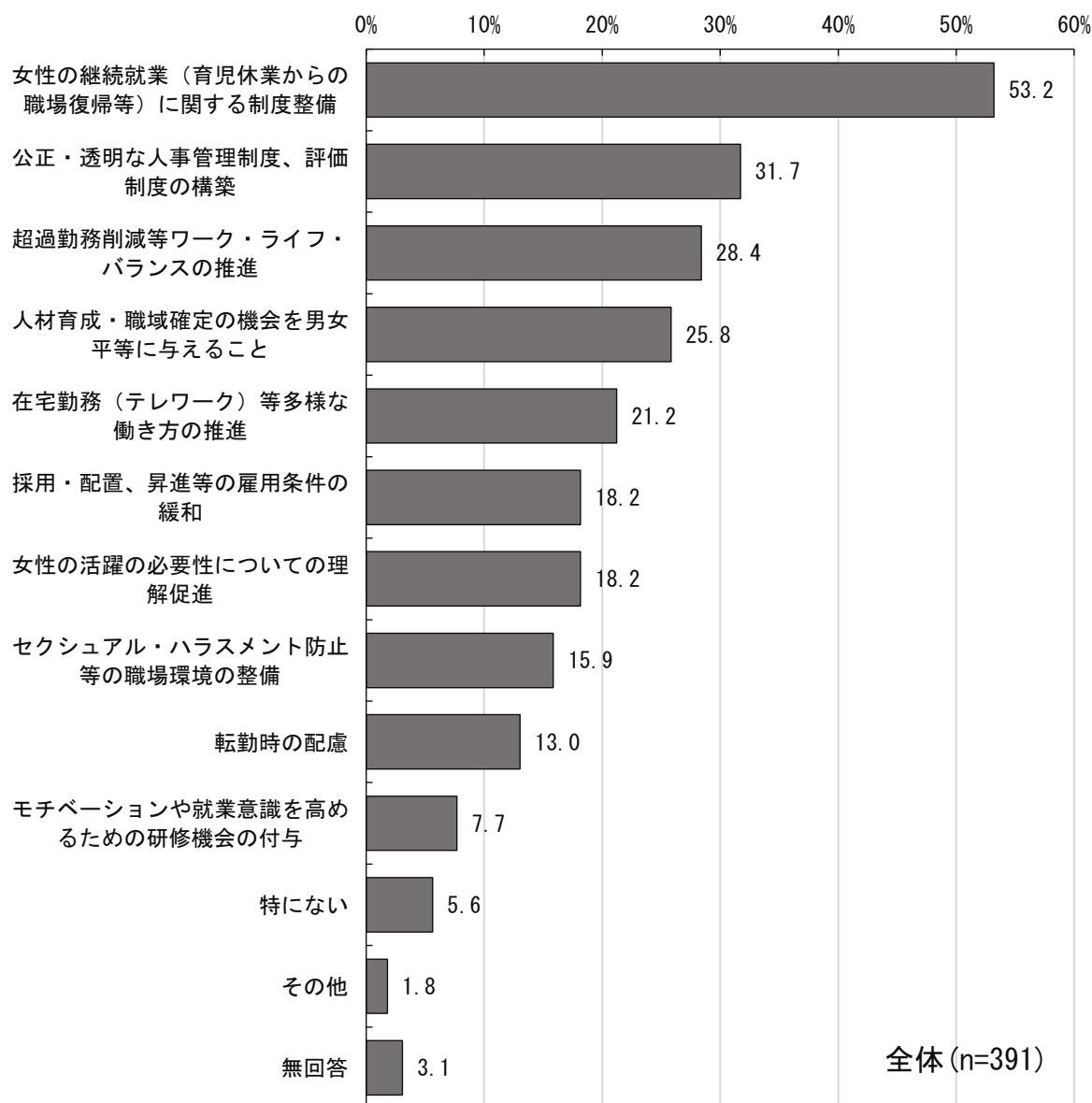
【図 23 男女共同参画社会を積極的に進めるために、行政が力をいれるべきこと（事業所）】



⑫ 就業分野で男女の活躍を推進するために必要なことについて《町民アンケート》

５割以上が「女性の継続就業（育児休業からの職場復帰等）に関する制度整備」と回答しており、「公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築」や「人材育成・職域確定の機会を男女平等に与えること」などの公平性、「超過勤務削減等ワーク・ライフ・バランスの推進」や「在宅勤務（テレワーク）等多様な働き方の推進」などの働き方についてが高くなっています。

【図 24 就業分野で男女の活躍を推進するために必要なこと】

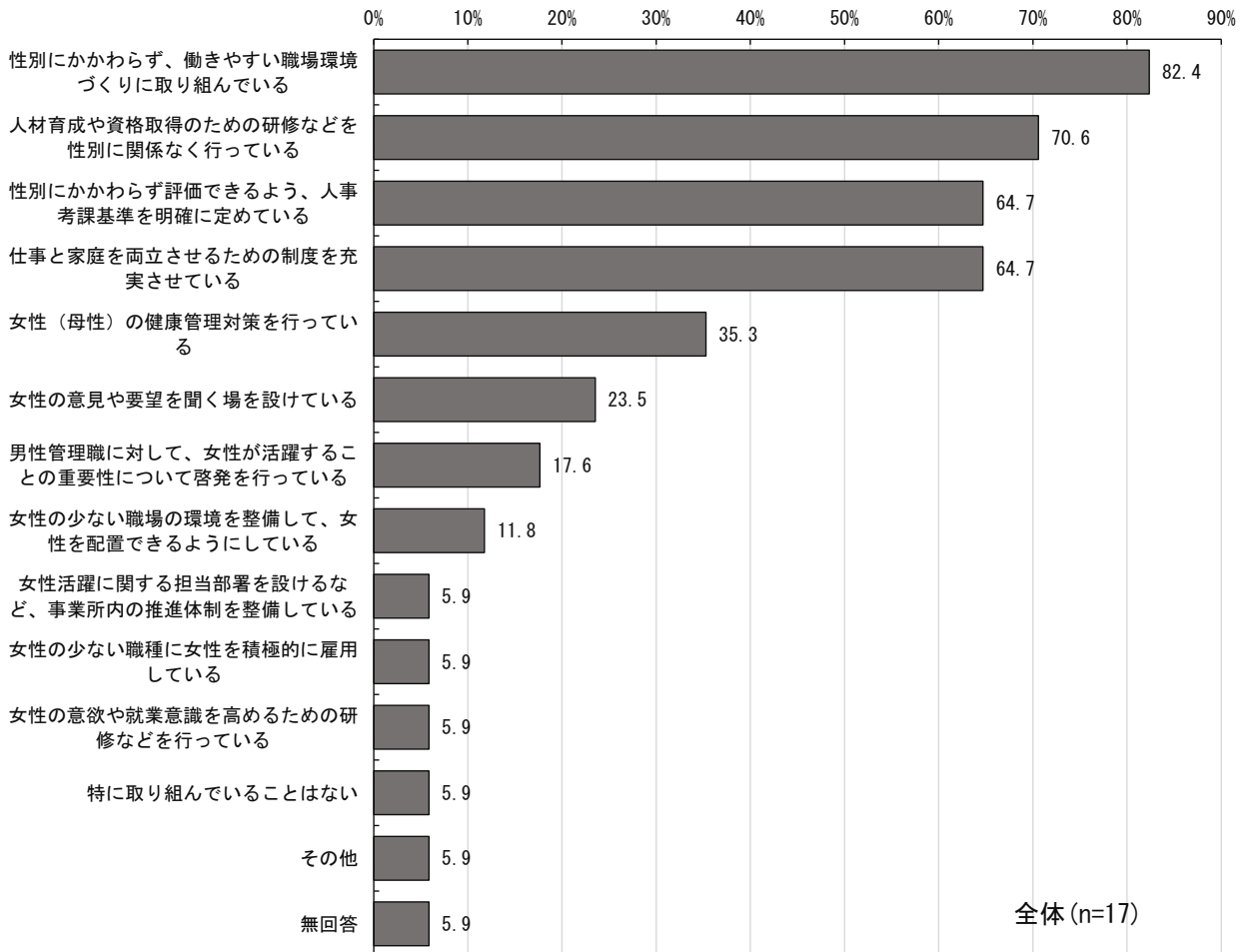


⑬ 女性従業員を積極的に活用するために、取り組んでいることについて

《事業所アンケート》

6割以上が「性別にかかわらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる」、「人材育成や資格取得のための研修などを性別に関係なく行っている」、「性別にかかわらず評価できるよう、人事考課基準を明確に定めている」、「仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている」の4項目となっています。

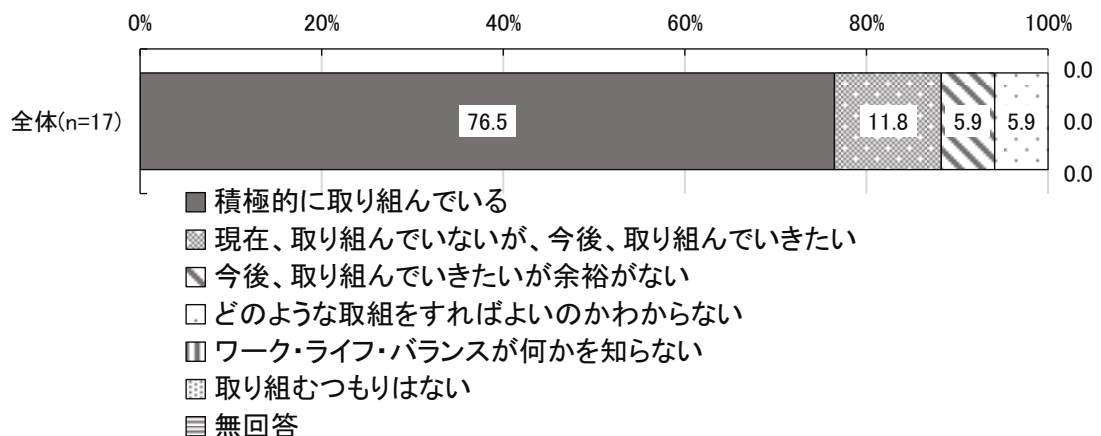
【図 25 女性従業員を積極的に活用するために、どのようなことに取り組んでいるか】



⑭ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に取り組んでいるか

《事業所アンケート》

【図 26 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の取組】

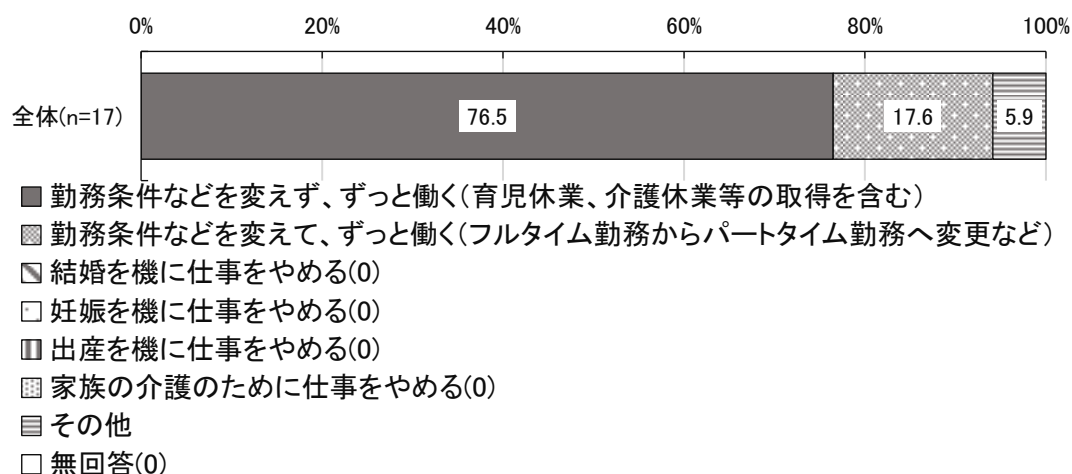


⑮ 女性従業員の、結婚や妊娠、出産、家族の介護などの節目における働き方について

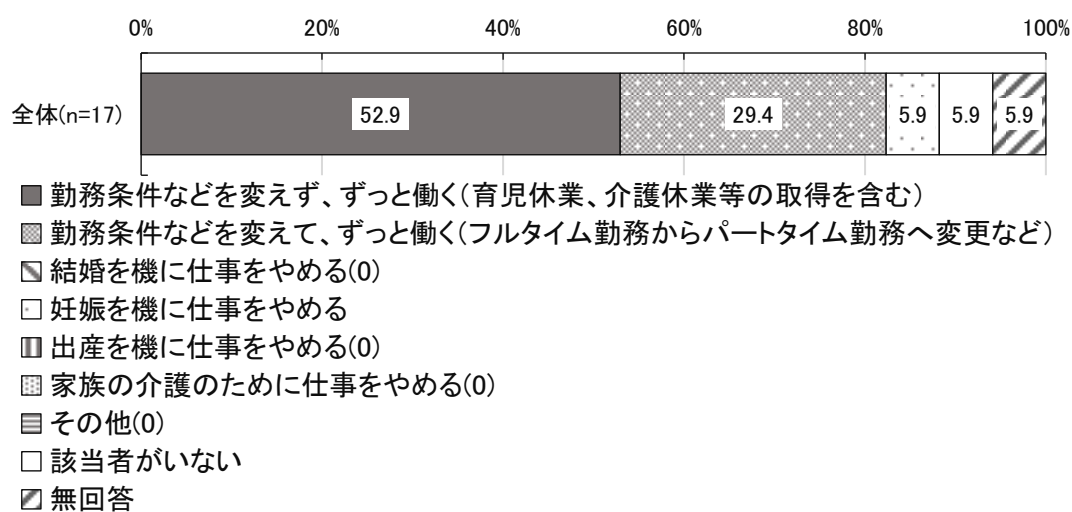
《事業所アンケート》

企業が望む「勤務条件などを変えず、ずっと働く（育児休業、介護休業等の取得を含む）」に対し、実際には約 20.0 ポイント低くなっています。

【図 27 実際に選ばれている働き方】



【図 28 望んでいる働き方】



3 現状からみえる計画課題の整理

(1) 男女共同参画の意識づくり

人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は、男女共同参画の実現の大きな障害の一つとなっています。

アンケート結果からみると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」が約6割（60.1%）、「そう思う」が約2割弱（17.4%）と一定の改善がみられるものの、県では9.6%、備前県民局管内では8.3%と本町より低く、未だ意識改革が十分にできていません。

また年代別でみると、「そう思う」の割合は30代が26.9%と最も高く、18・19歳が0%で最も低くなっています。

自由記述欄には「幼少期から男女平等という考え方にふれさせつつ、親、祖父母世代にも男女平等の考えを普及させねば、いつまでも男女共同参画は実現されない」、「男であれ女であれ、能力のある人が正当に評価される社会であってほしい」、「男女分け隔てなく得意分野が生かせる地域づくりができればと思う」などといったご意見がありました。

このことから、身近な課題を取り上げ、男女共同参画に関心が薄い人々も含めて地域のさまざまな人が参画でき、それを通じて誰もが男女共同参画の意義を理解できるような取り組みが必要です。

特に、学校における教育・学習機会の提供や、広く町民の方に向けた男女共同参画の意識啓発等は、他の全ての取組の基礎的な施策であることから、一層の充実を図る必要があります。

(2) 職場・家庭・地域等あらゆる場面における女性の活躍

男女がともに仕事と生活を両立し、誰もが暮らしやすい男女共同参画社会の実現のためには、全ての女性が自らの意思でその個性と能力を十分に発揮して、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要です。

アンケート結果では、地域活動において男女共同参画を積極的に進めるために必要なこととして、3割以上が「男性も女性も積極的に地域活動に参加すること」と「様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」と回答されています。

次に、施策の企画、方針決定過程に女性があまり進出していない理由について、4割以上が「家庭、職場、地域に男女の役割は違って当然という意識が残っている」、3割以上が「組織の仕組みが男性優位にできている」と回答されています。

このように、固定的な性別役割分担意識が未だに根強く、地域活動や方針決定の場への参画について性別・世代に偏りがあるのが現状です。

また事業所アンケートによると、職業分野で男女の活躍を推進するために必要なことについて、5割以上が「女性の継続就業（育児休業からの職場復帰等）に関する制度整備」と回答しており、事業所が望む働き方が「勤務条件などを変えず、ずっと働く（育児休業、介護休業等の取得を望む）」（76.5%）に対し、実際に選ばれている働き方は約20%低くなっています。

自由記述欄には「雇用について、ブランクがある方についても、企業側は積極的に採用していくべきだと思う」、「男女共同参画を目指すためには省力化を進めなければならない」、「地域の主婦や子育て世代等の積極的な活躍の場が望まれ、その活躍の場を行政や企業が整備していかなければならないと思う」などといったご意見がありました。

このことから、今後、女性活躍の加速・拡大を図っていくためには、働く側の多様な働き方・生き方の啓発とともに、働く側・企業側双方に女性活躍のための環境づくりに取り組んでいくことが課題です。

(3) 安心して暮らせる社会づくり

① DVに関する理解の促進と予防啓発

DV（ドメスティック・バイオレンス）は「配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あったものからふるわれる暴力」を指し、性別にかかわらず、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず子どもの心身にも大きな影響を及ぼします。

さらに近年、若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の増加など新たな課題も浮き彫りになってきています。

アンケート結果によると、配偶者からふるわれた暴力行為について「相談しなかった」が47.4%と最も高く、次いで「家族や親戚」が29.8%、「知人・友人」が21.1%となっています。

また「女性に対する暴力をなくすためにはどうすればよいか」という設問に対して、「被害者のための相談所や保護施設を整備する」が49.9%と最も高く、次いで「犯罪の取り締まりを強化する」が46.3%となっています。

このことから、DVが単に個人や家族間の問題として見過ごされることのないよう、予防啓発と教育の一層の充実を図り、一人ひとりにDV被害の実態や相談窓口等に関する理解と知識を広める必要があります。

② 生涯を通じた男女の健康支援

誰もが自立し、安心して暮らすためには、男女が生涯を通じて健康に過ごすことが大切です。このため、心身やその健康について正確な知識・情報を入手し、日頃から自発的に健康づくりに取り組めるよう、ライフステージに応じた健康の保持増進対策に取り組む必要があります。

特に女性は、月経や妊娠・出産など、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意するとともに、安心して安全に子どもを産み育てることができるような地域ぐるみの支援体制の充実が求められます。

③ 生活上の困難を抱えた人に対する支援

年齢や障がいの有無に関わらず、生活上のさまざまな困難を抱えた人が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、自立に向けた支援が必要です。

さらに昨今、LGBTなど性的少数者に対する認識が高まり、性的指向や性同一性障がいを経験している人々もいます。

また、通学・通勤をしながら家族の介護や身の回りの世話を担っている18歳未満の子ども“ヤングケアラー”の存在も問題視されています。

アンケートの自由記述欄には「シングルマザーがもっと働きやすくなってほしい」、「『男女』だけでは括りきれない、多様な性も認識されつつある。そこまでも手が届くようなケアが充実することを願う」、「老若男女、LGBT、障がいのある人ない人、全ての人にとって居心地のいい社会であるのが理想」といったご意見がありました。

このことから、子ども、高齢者、障がい者、LGBT（性的少数者）、ひとり親家庭など、それぞれの実情に応じた支援の促進が求められます。

(4) 男女共にライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現

多様な立場の個人が、それぞれの希望に応じてライフスタイルを柔軟に選択できる社会を実現するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境が整っていることが前提となります。

仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動、ボランティアなど、さまざまな活動を自分の希望するバランスで展開できるようになると、仕事も仕事以外の生活も充実し、好循環が生まれ、ひいては地域社会全体の活性化につながります。

アンケート結果では、生活の中で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・つきあい等）」の優先度について、「仕事」は理想（4.6%）を現実（23.5%）が大きく上回り、「『仕事』『家庭生活』『地域・個人の生活』をともに優先している」は現実（8.4%）が理想（22.3%）を大きく下回っています。

また、男女共同参画社会を積極的に進めるために、行政が力を入れるべきことについて、4割以上が「保育、家事、介護などの公的サービスを充実する」と回答しており、事業者アンケートでも同様な傾向がみられます。

自由記述欄には「男女、夫婦が思いやりと協力し合う意識教育を行う」や「家事代行サービス」、「学童の改善」などといったご意見が寄せられました。

このことから、地域全体で仕事と生活の調和に配慮した取り組みを進めるためには、多様なライフスタイルに対応した子育て・介護等の支援体制の充実や環境整備に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

「和気町男女共同参画プラン（第2期）」は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）」の形成を目指します。

性別や年齢などにかかわらず、一人ひとりが自らの持つ能力や知識を生かし、いきがいをもって地域社会にかかわっていくことは、その発揮がまち全体の活性化につながっていくとの認識のもと、「(男女が)お互いを認め合い、誰にとっても無理のない優しい社会」を基本理念に掲げ、3つの目標を定めて、男女共同参画について町民全体の課題として施策を推進します。

基本理念

(男女が)お互いを認め合い、誰にとっても無理のない優しい社会

3つの目標

- 1 男女が互いに認め合い尊重し合うまちづくり
- 2 男女の自立をはぐくみ安心して暮らせるまちづくり
- 3 さまざまな分野に男女が意欲的に参画できるまちづくり

【持続可能な開発目標（SDGs）】



2 施策の体系

基本目標Ⅰ 男女が互いに認め合い尊重し合うまちづくり

＜重点目標＞	＜施策の方向＞
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	① 社会制度・慣行の見直し
	② 社会的気運の醸成
2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進	① 情報収集・提供、調査・研究等の充実
	② 男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施
3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進	① 学校における男女平等に関する教育・学習の推進
	② 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進
	③ 地域における男女平等に関する教育・学習の推進
4 男性にとっての男女共同参画の推進	① 男性の男女共同参画に対する理解促進
	② 男性の家事・育児・介護参画の推進
	③ 男性の「働き方」に対する意識改革

基本目標Ⅱ 男女の自立をはぐくみ安心して暮らせるまちづくり

＜重点目標＞	＜施策の方向＞
5 男女間のあらゆる暴力の根絶 （『和気町DV対策基本計画』）	① 男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進*1
	② 性犯罪・性暴力対策の推進*1
	③ 被害者への相談・支援・救済体制の充実
	④ 加害者の更生のための取組*1
	⑤ 若年層への予防啓発、デートDV対策の推進*1
	⑥ 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働*1
6 情報化社会における女性の人権の尊重	① 女性の人権を尊重した表現の促進
	② 情報化社会への対応
7 生涯を通じた女性の健康支援	① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等
	② 生涯を通じた女性の健康支援
8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり	① 貧困等生活上の困難に直面する人への支援
	② 男性の孤立防止、日常生活等の自立支援
	③ 高齢者、障がいのある人、性的少数者等が安心して暮らせる環境づくり

基本目標Ⅲ さまざまな分野に男女が意欲的に参画できるまちづくり

＜重点目標＞	＜施策の方向＞
9 政策・方針決定過程への女性の参画促進 （『和気町女性活躍推進計画』）	① 行政における女性の参画促進*2
	② 民間企業等における女性の参画促進*2
10 地域社会における男女共同参画の推進	① 地域社会における男女共同参画の推進
	② 防災・復興における男女共同参画の推進
11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大 （『和気町女性活躍推進計画』）	① さまざまな分野（医療・科学など）における女性の活躍の場の拡大*2
	② さまざまな産業（農林水産業・自営業など）における女性の活躍の場の拡大*2
12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	① 男女の均等な機会と待遇の確保の促進機会と待遇の確保
	② 女性が働き続けることのできる環境づくり
	③ さまざまなハラスメントへの対応
13 女性のチャレンジ支援 （『和気町女性活躍推進計画』）	① 職業能力開発と能力発揮の支援の充実*2
	② 女性活躍の「見える化」の推進*2
	③ ライフイベント等により離職した女性への就職支援*2
14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	① 職業生活と家庭・地域生活の両立支援
	② 男女が共に子育て、介護などライフイベントに参画できる環境づくり
	③ 多様で柔軟な働き方の推進

_____ *1 はDV防止法に定める市町村基本計画に位置付ける項目

~~~~~ \*2 は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置付ける項目

|         |                |
|---------|----------------|
| 計画の推進体制 | (1)住民の参画と協働の推進 |
|         | (2)施策の検証・評価    |

## 第4章 分野別の施策

## 基本目標Ⅰ 男女が互いに認め合い尊重し合うまちづくり

## 【現状と課題】

男女共同参画の意識は、男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される以前に比べると浸透してきており、「男は仕事」、「女は家庭」という固定的な性別役割分担意識も改善の方向に向かっています。一方で、家庭での役割については、「家事・育児等は妻」、「生活費を稼ぐのは夫」の役割との認識が高く、男女の地位の不平等感も根強く存在しています。

また、新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、平時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題を一層顕在化させています。

性別や年齢、立場や考え方の違いなどを超えて、誰もがさまざまな活動に参画できるよう意識啓発を促進する必要があります。

■ 目指す姿 誰もが互いの性や個性を認め合い、一人ひとりの考え方を尊重できる

## 【目標指標】

| 数値目標                                 | 策定時       | 目標値        |
|--------------------------------------|-----------|------------|
| 男女共同参画等に関する講座・講演会の参加人数               | 0人（R2）    | 200人（R12）  |
| 町民アンケート調査で「家庭の中」において男女の地位が平等だと思う人の割合 | 43.5%（R2） | 50.0%（R12） |

## 【施策体系】

| ＜重点目標＞                         | ＜施策の方向＞                                                                          |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し     | ① 社会制度・慣行の見直し<br>② 社会的気運の醸成                                                      |
| 2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進      | ① 情報収集・提供、調査・研究等の充実<br>② 男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施                                   |
| 3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進 | ① 学校における男女平等に関する教育・学習の推進<br>② 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進<br>③ 地域における男女平等に関する教育・学習の推進 |
| 4 男性にとっての男女共同参画の推進             | ① 男性の男女共同参画に対する理解促進<br>② 男性の家事・育児・介護参画の推進<br>③ 男性の「働き方」に対する意識改革                  |

## 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

| No | 具体的施策       | 内 容                                                                                                                                                                                                                                | 主な担当課など               |
|----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ①  | 社会制度・慣行の見直し | <p>○男女共同参画を促進するための広報・啓発を行います。</p> <p>○男女共同参画社会づくりのための意識改革、情報提供等のための講座を開催します。</p> <p>○女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等、インターネットによる人権侵害、多様な性等、さまざまな人権問題への理解と認識を深める啓発を行います。</p> <p>○ユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。</p>                 | 社会教育課<br>総務課          |
| ②  | 社会的気運の醸成    | <p>○男女共同参画を促進するための広報・啓発を行います。〔再掲〕</p> <p>○男女共同参画社会づくりのための意識改革、情報提供等のための講座を開催します。〔再掲〕</p> <p>○女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等、インターネットによる人権侵害、多様な性等、さまざまな人権問題への理解と認識を深める啓発を行います。〔再掲〕</p> <p>○男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成に努めます。</p> | 社会教育課<br>総務課<br>健康福祉課 |

## 2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進

| No | 具体的施策                 | 内 容                                                                                       | 主な担当課など |
|----|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ①  | 情報収集・提供、調査・研究等の充実     | <p>○男女共同参画推進のための情報収集・提供等を行います。</p> <p>○人材情報の収集・提供を行います。</p> <p>○「広報わけ」を活用した情報発信を行います。</p> | 社会教育課   |
| ②  | 男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施 | <p>○男女共同参画関連施策・情報についての報告書の作成・公表を行います。</p> <p>○男女共同参画についての現状調査及び他自治体の情報収集を行います。</p>        | 社会教育課   |

## 3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

| No | 具体的施策                  | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                   | 主な担当課など                          |
|----|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| ①  | 学校における男女平等に関する教育・学習の推進 | <p>○若年層を対象とする男女共同参画の意識啓発、広報を行います。</p> <p>○学校における人権教育（男女平等の推進）を実施します。</p> <p>○学校の技術家庭科の家庭分野において、自ら考え行動する消費者を支援する消費者教育を実施します。</p> <p>○学校におけるキャリア教育の醸成に努めます。</p>                                                                                         | <p>社会教育課<br/>学校教育課</p>           |
| ②  | 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進 | <p>○家庭における男女平等に関する学習機会を提供します。</p> <p>○自ら考え行動する消費者を支援する消費者教育、各種講座を実施します。</p> <p>○子どもや家庭に関する相談及び指導・助言を行います。</p> <p>○子育てに関する悩みを持つ親等を支援するための相談・助言を行います。</p>                                                                                               | <p>社会教育課<br/>学校教育課<br/>健康福祉課</p> |
| ③  | 地域における男女平等に関する教育・学習の推進 | <p>○地域に密着した男女共同参画推進事業を行います。</p> <p>○各地区毎に男女共同参画の意識啓発を行います。</p> <p>○男女共同参画の視点をもった地域リーダー等の養成を行います。</p> <p>○自ら考え行動する消費者を支援する消費者教育、各種講座を実施します。[再掲]</p> <p>○生涯にわたる多様な学習機会の提供を行います。</p> <p>○市町村教育委員会担当者等を対象とした人権教育・啓発指導者養成講座や人権教育連絡会への参加によりスキルアップを図ります。</p> | <p>社会教育課</p>                     |

#### 4 男性にとっての男女共同参画の推進

| No | 具体的施策             | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 主な担当課など               |
|----|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ①  | 男性の男女共同参画に対する理解促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○男性向け各種講座を実施します。</li> <li>○男性向けの広報・啓発活動を行います。</li> <li>○地域に密着した男女共同参画推進事業を行います。〔再掲〕</li> <li>○町職員の新規採用職員研修等による職員の意識啓発を行います。</li> </ul>                                                                                                                            | 社会教育課<br>総務課          |
| ②  | 男性の家事・育児・介護参画の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○男性の家事・育児等への参画を推進するセミナー、体験会等を開催します。</li> <li>○男性向けの広報・啓発活動を行います。〔再掲〕</li> <li>○地域に密着した男女共同参画推進事業を行います。〔再掲〕</li> <li>○町の職場における育児短時間勤務・早出遅出勤務など、働きながら育児をしやすい環境を整備します。</li> <li>○育児休業の取得促進など男性職員の子育て参画の促進を行います。</li> <li>○男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成に努めます。〔再掲〕</li> </ul> | 社会教育課<br>総務課<br>健康福祉課 |
| ③  | 男性の「働き方」に対する意識改革  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○働き方改革の取組の促進に努めます。</li> <li>○男性の働き方の見直しを促進するための講座を実施します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                               | 社会教育課<br>総務課          |



## 基本目標Ⅱ 男女の自立をはぐくみ安心して暮らせるまちづくり

## 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢などにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも重要です。

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。なかでも、配偶者等からの暴力(DV)など、多岐にわたる男女間の暴力は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、必ず根絶しなければならない社会問題です。暴力を容認しないことは平和な社会を築く基礎であり、男女が両性の本質的平等のもと、安心して暮らせる環境づくりに一層取り組む必要があります。

新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含め配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加したことや、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズも高まっています。

また、女性には、妊娠や出産など、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の特性があることから、女性のライフサイクルにあわせた心と体の健康の支援が必要です。

さらに、子ども、高齢者、障がい者、LGBT（性的少数者）、ひとり親家庭など、さまざまな生活上の困難に直面する人々に対して、それぞれの実情に応じた支援の促進が求められます。

## ■目指す姿

男女が両性の本質的平等のもと、安心して暮らせる社会

## 【目標指標】

| 数値目標                                   | 策定時       | 目標値              |
|----------------------------------------|-----------|------------------|
| DV防止講座等の参加者数                           | 0人(R2)    | 100人(R12)        |
| 町民アンケート調査で「配偶者や恋人からの暴力について相談しなかった」人の割合 | 47.4%(R2) | 25.0%以下<br>(R12) |

## 【施策体系】

| ＜重点目標＞                             | ＜施策の方向＞                    |
|------------------------------------|----------------------------|
| 5 男女間のあらゆる暴力の根絶<br>(『和気町DV対策基本計画』) | ① 男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進 |
|                                    | ② 性犯罪・性暴力対策の推進             |
|                                    | ③ 被害者への相談・支援・救済体制の充実       |
|                                    | ④ 加害者の更生のための取組             |
|                                    | ⑤ 若年層への予防啓発、デートDV対策の推進     |
|                                    | ⑥ 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働   |
| 6 情報化社会における女性の人権の尊重                | ① 女性の人権を尊重した表現の促進          |
|                                    | ② 情報化社会への対応                |

| ＜重点目標＞                     | ＜施策の方向＞                            |
|----------------------------|------------------------------------|
| 7 生涯を通じた女性の健康支援            | ① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等        |
|                            | ② 生涯を通じた女性の健康支援                    |
| 8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり | ① 貧困等生活上の困難に直面する人への支援              |
|                            | ② 男性の孤立防止、日常生活等の自立支援               |
|                            | ③ 高齢者、障がいのある人、性的少数者等が安心して暮らせる環境づくり |

## 5 男女間のあらゆる暴力の根絶（『和気町DV対策基本計画』）

| No | 具体的施策                    | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 主な担当課など                                                                     |
|----|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ①  | 男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進 | <p>○男女間のあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けての啓発を行います。</p> <p>○DVに関する相談窓口の周知に努めます。</p> <p>○町の職場におけるハラスメント防止対策を推進します。</p> <p>○高齢者虐待防止の推進をします。</p> <p>○職場におけるハラスメント防止対策の普及・啓発を行います。</p> <p>○教職員等を対象とした人権意識の啓発を行います。</p> <p>○学校における人権学習（男女間のあらゆる暴力の防止）を推進します。</p> <p>○風俗環境浄化対策等の広報啓発活動を推進します。</p> <p>○ストーカー対策の推進を行います。</p> | <p>社会教育課</p> <p>教育総務課</p> <p>学校教育課</p> <p>総務課</p> <p>健康福祉課</p> <p>介護保険課</p> |
| ②  | 性犯罪・性暴力対策の推進             | <p>○性犯罪・性暴力被害の申告や相談をしやすい環境づくりに努めます。</p> <p>○切れ目のない手厚い性犯罪・性暴力被害者支援を推進します。</p> <p>○教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防に努めます。</p>                                                                                                                                                                                       | <p>社会教育課</p>                                                                |



| No | 具体的施策                  | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 主な担当課など                                    |
|----|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ③  | 被害者への相談・支援・救済体制の充実     | <p>○DV対策を県の協力のもと実施します。</p> <p>○DV相談とDV被害者を支援する体制の充実に努めます。</p> <p>○民間団体と連携した自立支援体制の強化に努めます。</p> <p>○医療関係者等のDVについての理解の促進を行います。</p> <p>○DVに関する相談窓口の周知に努めます。[再掲]</p> <p>○性犯罪・性暴力被害の申告や相談をしやすい環境づくりに努めます。[再掲]</p> <p>○男女共同参画に関する総合相談の実施をします。</p> <p>○女性の人権についての相談機関の連携を図ります。</p> <p>○切れ目のない手厚い性犯罪・性暴力被害者支援を推進します。[再掲]</p> <p>○障がいのある人へのDVについての情報提供に努めます。</p> <p>○障がいのある人に対する虐待防止を推進します。</p> <p>○高齢者虐待防止の推進をします。[再掲]</p> <p>○児童生徒・教職員等への各種相談窓口の紹介を行います。</p> <p>○DV被害者の相談体制の強化及び支援を推進します。</p> <p>○DV・ストーカー被害防止のための相談・通報体制を強化します。</p> | <p>社会教育課<br/>学校教育課<br/>健康福祉課<br/>介護保険課</p> |
| ④  | 加害者の更生のための取組           | <p>○国・県の調査研究動向等の情報収集及び情報提供・共有を行います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 社会教育課                                      |
| ⑤  | 若年層への予防啓発、デートDV対策の推進   | <p>○若年層を対象としたデートDV防止のための広報・啓発を行います。</p> <p>○学校における人権学習（男女間のあらゆる暴力の防止）を推進します。[再掲]</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>社会教育課<br/>学校教育課</p>                     |
| ⑥  | 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働 | <p>○DV対策を県の協力のもと実施します。[再掲]</p> <p>○民間団体と連携した自立支援体制の強化に努めます。[再掲]</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>社会教育課<br/>健康福祉課</p>                     |

## 6 情報化社会における女性の人権の尊重

| No | 具体的施策           | 内 容                                                                                                                     | 主な担当課など        |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①  | 女性の人権を尊重した表現の促進 | ○町の各課における男女共同参画の視点を踏まえた広報を推進します。                                                                                        | 社会教育課          |
| ②  | 情報化社会への対応       | ○インターネットやスマートフォンの正しい使い方に関する広報の実施による青少年の情報リテラシーの向上に努めます。<br>○スマホ等の利用に関する家庭でのルールづくりの促進を行います。<br>○わいせつ情報等の違法・有害情報対策を推進します。 | 社会教育課<br>学校教育課 |

## 7 生涯を通じた女性の健康支援

| No | 具体的施策                     | 内 容                                                                                                                                                                                                                                   | 主な担当課など        |
|----|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①  | 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等 | ○エイズ等出前講座など、エイズ・HIV感染症や梅毒、その他の性感染症に関する正しい知識の普及啓発の推進に努めます。<br>○エイズ等出前講座など、エイズ・HIV感染症や梅毒、その他の性感染症に関する相談検査体制の充実、医療対策の促進等を行います。<br>○不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担軽減のための支援を行います。<br>○妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行います。<br>○学校における児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導の実施を行います。 | 学校教育課<br>健康福祉課 |
| ②  | 生涯を通じた女性の健康支援             | ○生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを推進します。<br>○周産期における高度専門的な医療体制の整備に努めます。<br>○乳がん、子宮頸がんについての正しい知識の普及啓発と検診受診率の向上を図ります。<br>○女性の心と身体に対する相談支援を実施します。                                                                                                   | 社会教育課<br>健康福祉課 |

## 8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

| No | 具体的施策                            | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 主な担当課など                 |
|----|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ①  | 貧困等生活上の困難に直面する人への支援              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭等における医療費負担を軽減します。</li> <li>○児童扶養手当を支給します。</li> <li>○生活困窮者に対する相談活動及び生活福祉資金の貸付等を推進します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 住民課<br>健康福祉課            |
| ②  | 男性の孤立防止、日常生活等の自立支援               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○男性向けの広報・啓発活動を行います。[再掲]</li> <li>○地域に密着した男女共同参画推進事業を行います。[再掲]</li> <li>○男性向けの料理教室等、日常生活の支援を行います。</li> <li>○自殺予防対策の充実を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 社会教育課<br>健康福祉課          |
| ③  | 高齢者、障がいのある人、性的少数者等が安心して暮らせる環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年への相談対応及びニート、ひきこもりなど困難を有する若者への支援を行います。</li> <li>○ヤングケアラーに対する理解と認識を深める啓発、相談支援を行います。</li> <li>○性的少数者に対する理解と認識を深める啓発を行います。</li> <li>○障がいのある人の社会参加の促進を行います。</li> <li>○障がいのある人の相談支援、移動・コミュニケーション等の支援を行います。</li> <li>○身体障がいのある人の自立促進、身体機能の維持向上の支援を行います。</li> <li>○地域における障がいのある人の自立支援を行います。</li> <li>○障がいのある人等に配慮したまちづくりの推進を行います。</li> <li>○発達障がいのある人のトータルライフ支援を行います。</li> <li>○認知症高齢者に関する早期診断・早期対応、研修体制の充実、家族介護者に対する支援や普及啓発等を行います。</li> <li>○在宅高齢者に対する各種サービスの提供と質の向上に向けた県との協力を行います。</li> <li>○在宅医療と介護を支える体制を構築するための医療・介護の連携を行います。</li> <li>○必要な介護サービスの充実に向けた介護基盤の整備推進を行います。</li> </ul> | 社会教育課<br>健康福祉課<br>介護保険課 |

【現状と課題】

男女が社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことは、男女共同参画社会の基礎となるものです。

行政や事業者・企業のサービスを受ける対象の半数は女性であり、ニーズにあったサービスを提供するためにも、政策・方針の決定過程への女性の参画が必要です。行政はもとより、関係機関、各種団体、事業者・企業などへも働きかけ、女性の参画の拡大を一層推進する必要があります。

あわせて、活躍が期待されながらも女性の参画が進んでいない医療、科学技術・学術、防災などの分野や、農林水産業、自営業、建設業などの産業において、女性の活躍の場の拡大に向けた取組が必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用、所得に特に影響が強く表れており、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などを一層推進し、ライフイベントにより本人の意に反して離職しないよう、働き続けることのできる環境づくりを進め、意欲と能力のある女性が、さらに社会での活躍の場を広げるためのチャレンジを支援するとともに、子育て中の女性の就職を支援する必要があります。

また、本格的な人口減少社会が到来する中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためには、これまで以上に男性と女性が力を合わせて地域づくりを進めていく必要があります。

|       |                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ■目指す姿 | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現により、一人ひとりが仕事、家庭、地域活動、趣味や自己啓発などをバランスよく充実させ、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|

【目標指標】

| 数値目標                                                                                 | 策定時       | 目標値        |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------|
| 町職員の女性監督職の登用率                                                                        | 16.0%（R2） | 22.0%（R12） |
| 農業委員会における女性比率                                                                        | 3.9%（R2）  | 10.0%（R12） |
| 町民アンケート調査で「職場の中」において男女の地位が平等だと思う人の割合                                                 | 27.4%（R2） | 35.0%（R12） |
| 町民アンケート調査で「地域活動の中」において男女の地位が平等だと思う人の割合                                               | 38.6%（R2） | 45.0%（R12） |
| 町民アンケート調査で生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、希望する生活と現実の生活が一致している人の割合（「わからない」と無回答を除く） | 39.6%（R2） | 45.0%（R12） |

## 【施策体系】

| ＜重点目標＞                                     | ＜施策の方向＞                                                                    |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 9 政策・方針決定過程への女性の参画促進（『和気町女性活躍推進計画』）        | ① 行政における女性の参画促進<br>② 民間企業等における女性の参画促進                                      |
| 10 地域社会における男女共同参画の推進                       | ① 地域社会における男女共同参画の推進<br>② 防災・復興における男女共同参画の推進                                |
| 11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大（『和気町女性活躍推進計画』） | ① さまざまな分野（医療・科学など）における女性の活躍の場の拡大<br>② さまざまな産業（農林水産業・自営業など）における女性の活躍の場の拡大   |
| 12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保                | ① 男女の均等な機会と待遇の確保の促進機会と待遇の確保<br>② 女性が働き続けることのできる環境づくり<br>③ さまざまなハラスメントへの対応  |
| 13 女性のチャレンジ支援（『和気町女性活躍推進計画』）               | ① 職業能力開発と能力発揮の支援の充実<br>② 女性活躍の「見える化」の推進<br>③ ライフイベント等により離職した女性への就職支援       |
| 14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現               | ① 職業生活と家庭・地域生活の両立支援<br>② 男女が共に子育て、介護などライフイベントに参画できる環境づくり<br>③ 多様で柔軟な働き方の推進 |

## 9 政策・方針決定過程への女性の参画促進（『和気町女性活躍推進計画』）

| No | 具体的施策            | 内 容                                                                                                                                                             | 主な担当課など                       |
|----|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| ①  | 行政における女性の参画促進    | ○町の審議会等委員への女性の参画を推進します。<br>○男女共同参画についての現状調査及び他自治体の情報収集を行います。[再掲]<br>○男女共同参画の視点をもった地域リーダー等の養成を行います。[再掲]<br>○町の女性職員の登用推進、職域の拡大等を行います。<br>○女性教職員の登用促進、職域の拡大等を行います。 | 関係各課<br>社会教育課<br>教育総務課<br>総務課 |
| ②  | 民間企業等における女性の参画促進 | ○企業等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進します。                                                                                                                                | 産業振興課                         |

## 10 地域社会における男女共同参画の推進

| No | 具体的施策              | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                          | 主な担当課など                |
|----|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| ①  | 地域社会における男女共同参画の推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に密着した男女共同参画推進事業を行います。[再掲]</li> <li>○各地区毎に男女共同参画の意識啓発を行います。[再掲]</li> <li>○男女共同参画の視点をもった地域リーダー等の養成を行います。[再掲]</li> <li>○地域づくりやボランティア、NPO活動への女性の参画促進を行います。</li> </ul>                                                  | <p>社会教育課<br/>まち経営課</p> |
| ②  | 防災・復興における男女共同参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災会議における女性委員の登用拡大に努めます。</li> <li>○男女共同参画の視点を取り入れた市町村の地域防災計画・各種マニュアルなどの整備を行います。</li> <li>○男女共同参画の視点に立った防災・復興のための情報提供・研修を行います。</li> <li>○地域における女性消防団員の確保・充実に努めます。</li> <li>○男女が共に参画する自主防災組織の設置及び活動の促進を行います。</li> </ul> | <p>危機管理室</p>           |

## 11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大（『和気町女性活躍推進計画』）

| No | 具体的施策                              | 内 容                                                                                                                                                                                        | 主な担当課など                |
|----|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| ①  | さまざまな分野（医療・科学など）における女性の活躍の場の拡大     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ロールモデルの活用による女性活躍の推進を行います。</li> <li>○科学に関するさまざまな体験や学習機会の提供を行います。</li> </ul>                                                                         | <p>学校教育課<br/>産業振興課</p> |
| ②  | さまざまな産業（農林水産業・自営業など）における女性の活躍の場の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ロールモデルの活用による女性活躍の推進を行います。[再掲]</li> <li>○商工会議所・商工会の女性部、女性会への活動支援を行います。</li> <li>○商工会議所・商工会への女性の参画支援を行います。</li> <li>○農業委員会への女性の参画促進を行います。</li> </ul> | <p>産業振興課</p>           |



## 12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

| No | 具体的施策                     | 内 容                                                                                                              | 主な担当課など                 |
|----|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ①  | 男女の均等な機会と待遇の確保の促進機会と待遇の確保 | ○企業等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進します。[再掲]<br>○労働関係法令等の周知に努めます。                                                        | 産業振興課                   |
| ②  | 女性が働き続けることのできる環境づくり       | ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための広報・啓発等を行います。<br>○企業の取組の支援を行います。<br>○女性の就労に関する情報提供を行います。<br>○保育所の整備・保育人材の確保等を推進します。 | 社会教育課<br>教育総務課<br>産業振興課 |
| ③  | さまざまなハラスメントへの対応           | ○町の職場におけるハラスメント防止対策を推進します。[再掲]<br>○職場におけるハラスメント防止対策の普及・啓発を行います。[再掲]                                              | 総務課<br>産業振興課            |

## 13 女性のチャレンジ支援（『和気町女性活躍推進計画』）

| No | 具体的施策                   | 内 容                                                                                                                                       | 主な担当課など                 |
|----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ①  | 職業能力開発と能力発揮の支援の充実       | ○女性の再就職のためのキャリアアップ（より高い資格・能力を身につける）支援を行います。<br>○未就業医療従事者への就労支援を行います。<br>○ＩＪＵターン希望者の就職支援を行います。<br>○岡山労働局や公共職業安定所、県との連携による離職者等への就職支援等を行います。 | 社会教育課<br>産業振興課<br>まち経営課 |
| ②  | 女性活躍の「見える化」の推進          | ○ロールモデルの活用による女性活躍の推進を行います。[再掲]<br>○女性活躍に関する情報収集及び情報提供を行います。                                                                               | 社会教育課<br>産業振興課          |
| ③  | ライフイベント等により離職した女性への就職支援 | ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための広報・啓発等を行います。[再掲]<br>○女性の再就職のためのキャリアアップ（より高い資格・能力を身につける）支援を行います。[再掲]<br>○子育て中の女性に対する多様な働き方の情報提供を行います。        | 社会教育課<br>産業振興課          |



#### 14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

| No | 具体的施策                           | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 主な担当課など                                  |
|----|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| ①  | 職業生活と家庭・地域生活の両立支援               | <p>○町の職場における育児短時間勤務・早出遅出勤務など、働きながら育児をしやすい環境を整備します。〔再掲〕</p> <p>○育児休業の取得促進など男性職員の子育て参画の促進を行います。〔再掲〕</p> <p>○特別保育事業（休日保育、延長保育、病児保育等）の推進を行います。</p> <p>○保育所の整備・保育人材の確保等を推進します。〔再掲〕</p> <p>○放課後児童クラブの運営支援を行います。</p> <p>○事業主等に対する育児・介護休業制度の周知・啓発等を行います。</p>                                                                                                                                                       | <p>教育総務課<br/>学校教育課<br/>総務課<br/>産業振興課</p> |
| ②  | 男女が共に子育て、介護などライフイベントに参画できる環境づくり | <p>○地域の愛育委員や栄養改善推進委員と連携し、中学生の乳児ふれあい体験や親子交流事業等を行い、地域と協働した子育て支援・教育環境の整備を行います。</p> <p>○子どもの健康問題を早期発見、早期対応するための相談を行います。</p> <p>○一時預かり事業（保育）の推進を行います。</p> <p>○男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成に努めます。〔再掲〕</p> <p>○認知症高齢者に関する早期診断・早期対応、研修体制の充実、家族介護者に対する支援や普及啓発等を行います。〔再掲〕</p> <p>○在宅高齢者に対する各種サービスの提供と質の向上に向けた県との協力を行います。〔再掲〕</p> <p>○在宅医療と介護を支える体制を構築するための医療・介護の連携を行います〔再掲〕</p> <p>○必要な介護サービスの充実に向けた介護基盤の整備推進を行います。〔再掲〕</p> | <p>健康福祉課<br/>介護保険課</p>                   |
| ③  | 多様で柔軟な働き方の推進                    | <p>○働き方改革の取組の促進に努めます。〔再掲〕</p> <p>○企業の取組の支援を行います。〔再掲〕</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>社会教育課<br/>産業振興課</p>                   |

## 第5章 計画の推進体制

### 1 住民の参画と協働

計画の推進にあたっては、庁内関係部局との連携の強化を図るとともに、住民、地域活動団体、事業所などと連携・協力して全庁的・総合的に取り組みます。

男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情などに対応するための体制づくりを推進します。

国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町村との情報交換などを行い、連携を深めます。

### 2 施策の評価・検証

男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理を行えるように、推進体制の構築・充実を図ります。

町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。

和気町男女共同参画推進委員会において、計画のPDCAサイクルによる進捗状況の確認と検証、公表などを毎年度行うことで、各施策の効果的な推進に努めます。

なお、計画は10年間を計画期間としますが、令和7（2025）年度に前期計画期間の中間評価と見直しを行います。

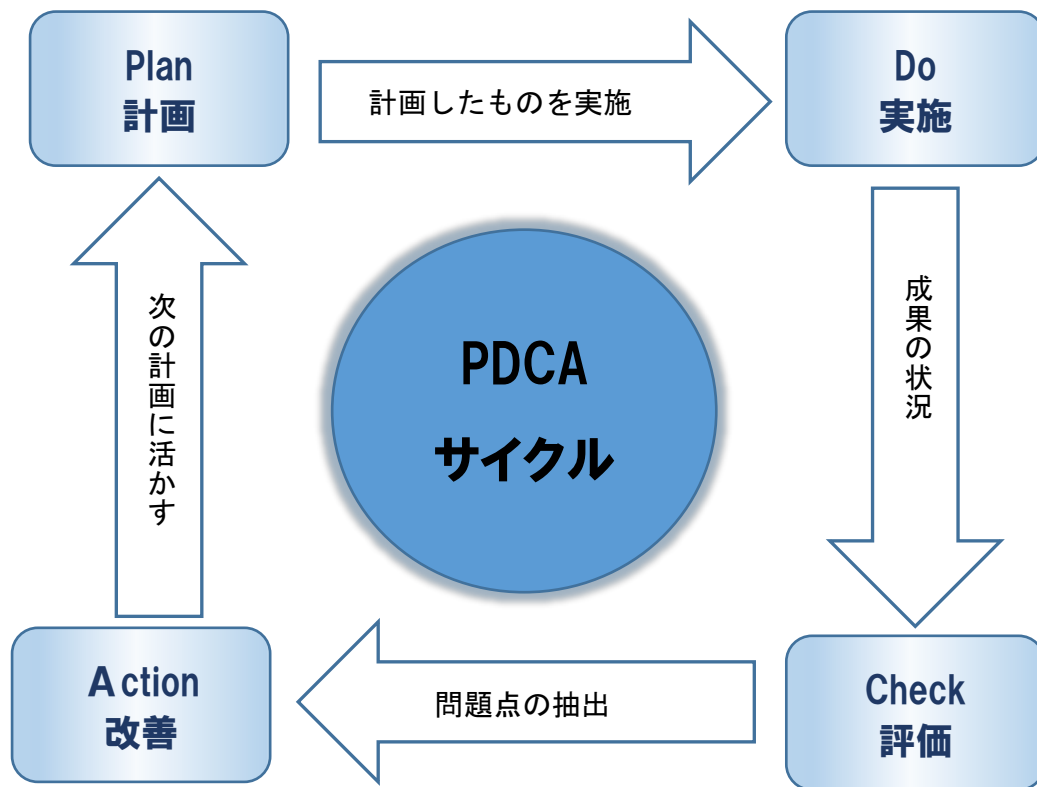
国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。

#### 【計画の評価と見直し】

| 令和3<br>(2021)                   | 令和4<br>(2022) | 令和5<br>(2023) | 令和6<br>(2024) | 令和7<br>(2025) | 令和8<br>(2026)                       | 令和9<br>(2027) | 令和10<br>(2028) | 令和11<br>(2029) | 令和12<br>(2030) |
|---------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------------------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 第2次和気町総合計画【令和3年度～令和12年度】        |               |               |               |               |                                     |               |                |                |                |
| 和気町男女共同参画プラン（第2期）【令和3年度～令和12年度】 |               |               |               |               |                                     |               |                |                |                |
| 前期計画期間                          |               |               |               | 中間評価<br>見直し   | 後期計画期間                              |               |                |                | 最終評価           |
| 第5次おかやまウィズプラン<br>【令和3年度～令和7年度】  |               |               |               |               | 第6次おかやまウィズプラン（予定）<br>【令和8年度～令和12年度】 |               |                |                |                |
| 第5次男女共同参画基本計画【令和3年度～令和12年度】     |               |               |               |               |                                     |               |                |                |                |

## PDCA サイクル

---



## 資料編

## 1 和気町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成18年3月1日  
教育委員会訓令第1号

改正 平成22年3月17日教委訓令第1号

## 和気町男女共同参画推進委員会要綱

## (設置)

第1条 社会のあらゆる分野に男女が共同して参画し、個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の形成に向けて、地域における男女共同参画に関する施策を推進するため、和気町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (資格)

第2条 男女共同参画社会の形成に関心のある町民とする。

## (委員)

第3条 委員は20人以内で、町長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

## (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (所掌事項)

第7条 委員は、おおむね次に掲げることを任務とする。

(1) 男女共同参画の推進に関すること。

(2) その他必要な事項

## (庶務)

第8条 委員会の事務は、教育委員会社会教育課において処理する。

## (報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償に関しては、和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年和気町条例第42号)の定めるところによる。

(その他)

第 10 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この訓令の施行後、最初に開かれる委員会は、第 6 条の規定にかかわらず町長が招集する。

(任期の特例)

3 この訓令の施行後、新たに委嘱する委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 22 年教委訓令第 1 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 和気町男女共同参画推進委員会委員名簿

## 和気町男女共同参画推進委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

| 役 員 氏 名 | 所 属 等                   |                         |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 居樹 豊    | 和気町議会議員（総務文教常任委員長）（後任者） | 委員長<br>令和3年3月8日<br>付交代  |
| 万代 哲央   | 和気町議会議員（総務文教常任委員長）（前任者） |                         |
| 山本 稔    | 和気町議会議員（総務文教常任委員）（後任者）  | 副委員長<br>令和3年3月8日<br>付交代 |
| 尾崎 智美   | 和気町議会議員（総務文教常任委員）（前任者）  |                         |
| 青盛 真人   | 人権擁護委員                  | 委員                      |
| 法華 正裕   | 和気商工会                   | 委員                      |
| 西本 由美子  | 農業協同組合女性部               | 委員                      |
| 杉本 洋子   | 特定非営利活動法人ママほっとサロン       | 委員                      |
| 橘 隆介    | 和気町社会福祉協議会              | 委員                      |
| 久次 京子   | 和気町役場総務課                | 委員                      |
| 天久 睦子   | 和気町役場健康福祉課              | 委員                      |

### 3 策定の経過

---

#### 和気町男女共同参画プラン（第2期）策定の経過

| 年月日                       | 内 容                                                                 |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 令和2（2020）年8月～9月           | 「和気町男女共同参画基本計画策定のためのアンケート調査」及び「和気町男女共同参画に関する事業所アンケート調査」の実施          |
| 令和3（2021）年1月28日           | 第1回和気町男女共同参画推進委員会<br>○和気町男女共同参画プラン（第2期）（素案）について意見交換<br>○アンケート調査について |
| 令和3（2021）年2月12日<br>～3月12日 | パブリックコメントの実施                                                        |
| 令和3（2021）年3月23日           | 第2回和気町男女共同参画推進委員会<br>○和気町男女共同参画プラン（第2期）（案）の検討・承認                    |



## 4 男女共同参画に関する年表

男女共同参画に関する年表

| 年                   | 国際機関                                                                                                                                         | 日 本                                                                                                                                           | 岡山県                                                                                                                                                 |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1975 年<br>(昭和 50 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年(目標:平等、発展、平和)</li> <li>・国際婦人年世界会議(第 1 回世界女性会議)を開催(メキシコシティ、6～7月)</li> <li>・「世界行動計画」採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部設置(9月)</li> <li>・婦人問題企画推進会議設置(9月)</li> </ul>                                                |                                                                                                                                                     |
| 1977 年<br>(昭和 52 年) |                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定(1月)</li> </ul>                                                    |                                                                                                                                                     |
| 1978 年<br>(昭和 53 年) |                                                                                                                                              |                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人問題行政連絡協議会」設置</li> <li>・県政モニターアンケート「婦人の地位向上に関する意識調査」実施(10月)</li> </ul>                                    |
| 1979 年<br>(昭和 54 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 34 回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択(12月)</li> </ul>                                              |                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の婦人問題担課を「県民課」に位置付ける</li> <li>・「岡山の婦人問題を考える会」が発足、意見書を発表</li> </ul>                                          |
| 1980 年<br>(昭和 55 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年中間年世界会議」(第 2 回世界女性会議)を開催(コペンハーゲン、7月)</li> <li>・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>              |                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山県婦人問題会議」を設置、同会議は「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」を答申</li> </ul>                                                        |
| 1981 年<br>(昭和 56 年) |                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画後期重点目標」決定(5月)</li> </ul>                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山県婦人問題協議会」設置(4月)</li> <li>・県の婦人問題担課が「県民生活課」に移り、「婦人班」新設(4月)</li> </ul>                                     |
| 1982 年<br>(昭和 57 年) |                                                                                                                                              |                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人広報資料「おかやまの婦人」創刊・県政世論調査「家庭と婦人」実施(1～2月)</li> </ul>                                                          |
| 1984 年<br>(昭和 59 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年 ESCAP 地域政府間準備会議」開催(東京、3月)</li> </ul>                                                        |                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「おかやま婦人のバス事業」開始</li> </ul>                                                                                  |
| 1985 年<br>(昭和 60 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」(第 3 回世界女性会議)を開催(7月)・(西暦 2000 年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍法の改正施行(父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化)(1月)・「男女雇用機会均等法」の公布(6月)・「女子差別撤廃条約」批准(6月)</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申</li> <li>・「岡山県婦人海外派遣事業」開始</li> <li>・婦人問題調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施</li> </ul> |
| 1986 年<br>(昭和 61 年) |                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部拡充:構成を全庁に拡大、任務も拡充(1月)</li> <li>・婦人問題企画推進有識者会議開催(2月)</li> <li>・「男女雇用機会均等法」の施行(4月)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活課婦人班を「婦人青少年対策室婦人企画班」に改組(4月)</li> <li>・「地域婦人問題推進センター」設置(県内 3 か所)</li> </ul>                              |
| 1988 年<br>(昭和 63 年) |                                                                                                                                              |                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域婦人問題推進センター」設置(県内 3 か所)</li> <li>・「女性による地域福祉実践事業」開始</li> </ul>                                            |
| 1989 年<br>(平成元年)    |                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領の告示(家庭科教育における男女同一の教育課程の実現等)(3月)</li> </ul>                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「働く女性相談コーナー」開設</li> <li>・「農山漁村婦人の日」設定</li> </ul>                                                            |

| 年                   | 国際機関                                                                                                                                                               | 日 本                                                                                                                                                                   | 岡山県                                                                                                                                                |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1990 年<br>(平成 2 年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の地位委員会拡大会議（ウィーン、2～3月）</li> <li>・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（5月）</li> </ul>                  |                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「21 世紀に生きる岡山の女性」シンボルマーク決定</li> <li>・県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施（10月）</li> </ul>                             |
| 1991 年<br>(平成 3 年)  |                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」改定（第1次改定）（5月）</li> <li>・「育児休業法」公布（5月）</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4次岡山県総合福祉計画」策定（女性の項目新設）</li> <li>・「男女共同参加型社会の実現をめざして」策定</li> </ul>                                       |
| 1992 年<br>(平成 4 年)  |                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」施行（4月）</li> <li>・初の婦人問題担当大臣を任命（12月）</li> </ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性県政アドバイザー事業」開始・「女性農業士制度」発足</li> </ul>                                                                    |
| 1993 年<br>(平成 5 年)  |                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定（7月）</li> </ul>                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性青少年対策室女性政策課」を新設（4月）</li> <li>・所管部を地域振興部から企画部に移管（4月）</li> </ul>                                          |
| 1994 年<br>(平成 6 年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「開発と女性」に関する第2回アジア</li> <li>・太平洋大臣会議（ジャカルタ、6月）</li> <li>・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択</li> <li>・国際人口・開発会議で「行動計画」を採択（カイロ、9月）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画室（総理府）設置（6月）</li> <li>・男女共同参画審議会設置（政令）（6月）</li> <li>・男女共同参画推進本部設置（7月）</li> </ul>                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県婦人問題協議会に「女性の地位と福祉の向上のための総合的方策」について諮問</li> <li>・県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施（7～8月）</li> </ul>              |
| 1995 年<br>(平成 7 年)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動－を開催（北京）</li> <li>・「北京宣言及び行動綱領」採択（9月）</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）（6月公布／10月施行）</li> </ul>                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」答申</li> <li>・岡山県婦人問題協議会を「岡山県男女共同参画推進協議会」に改称（10月）</li> </ul>                  |
| 1996 年<br>(平成 8 年)  |                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申（7月）</li> <li>・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足（9月）</li> <li>・「男女共同参画 2000 年プラン」策定（12月）</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会の実現をめざして」策定</li> </ul>                                                                            |
| 1997 年<br>(平成 9 年)  |                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会設置（法律）（4月）</li> <li>・「男女雇用機会均等法」の改正（女性に対する差別の禁止等）（6月公布／1999 年4月施行）</li> <li>・「介護保険法」成立（12 月公布／2000 年4月施行）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山県男女共同参画推進本部」設置（4月）</li> <li>・「岡山県女性センター整備構想検討委員会」設置（6月）</li> <li>・「男女共同参画アドバイザー養成事業」開始</li> </ul>       |
| 1998 年<br>(平成 10 年) |                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申（11月）</li> </ul>                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管部を企画部から生活環境部に移管（4月）</li> <li>・「ウィズウィーク（11/11～17）」決定</li> <li>・「中国・四国・九州地区男女共同参画推進地域会議」開催（11月）</li> </ul> |
| 1999 年<br>(平成 11 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ESCAP ハイレベル政府間会議開催・（バンコク、10月）</li> </ul>                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布・施行（6月）</li> <li>・「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画の促進を規定）（7月）</li> </ul>                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山いきいき子どもプラン」策定（3月）</li> <li>・岡山県男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター）開館（4月）</li> </ul>                                |

| 年                   | 国際機関                                                                                                    | 日 本                                                                                                                                                                                                                                                                                | 岡山県                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2000 年<br>(平成 12 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」・(ニューヨーク、6 月)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申(7 月)</li> <li>「国の審議会等における女性委員の登用について」決定(8 月)</li> <li>男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21 世紀の最重要課題ー」答申(9 月)</li> <li>「男女共同参画基本計画」閣議決定(12 月)・「男女共同参画週間について」決定(12 月)</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(1～2 月)</li> <li>岡山県人権政策審議会答申(3 月)</li> </ul>                                                                                                                 |
| 2001 年<br>(平成 13 年) |                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画会議・男女共同参画局(内閣府)設置(1 月)</li> <li>「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」、「女性に対する暴力をなくす運動について」決定(6 月)</li> <li>「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定(7 月)</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立(4 月公布/10 月施行)</li> <li>「育児休業法」改正(対象となる子の年齢の引き上げ等)(11 月)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「おかやまウィズプラン 21」策定(3 月)</li> <li>「岡山県人権政策推進指針」策定(3 月)</li> <li>「女性青少年対策室女性政策課」を「男女共同参画課」に改組(4 月)</li> <li>「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」(6 月公布/10 月施行)</li> <li>男女共同参画推進月間始まる(11 月)</li> </ul> |
| 2002 年<br>(平成 14 年) |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「岡山県男女共同参画審議会」を設置(4 月)</li> </ul>                                                                                                                                                   |
| 2003 年<br>(平成 15 年) |                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定(6 月)</li> </ul>                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画フォーラム in おかやま」開催(2 月)</li> <li>「男女共同参画グローバル政策対話岡山会議」開催(11 月)</li> </ul>                                                                                                      |
| 2004 年<br>(平成 16 年) |                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用、登用の拡大等について」決定(4 月)</li> <li>男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ(6 月)</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正(暴力の定義の拡大等)(6 月公布/12 月施行)及び同法に基づく基本方針の策定(12 月)</li> </ul>                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>「女性のチャレンジ支援策岡山アピール」開催(8 月)</li> <li>「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(10～11 月)</li> <li>「新岡山いきいき子どもプラン」策定(12 月)</li> </ul>                                                                     |
| 2005 年<br>(平成 17 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 49 回国連婦人の地位委員会/「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク、2～3 月)</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申(7 月)</li> <li>男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申(12 月)</li> <li>「男女共同参画基本計画(第 2 次)」閣議決定(12 月)</li> </ul>                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定(3 月)</li> <li>「女性副知事フォーラム 2005 おかやま」開催(11 月)</li> </ul>                                                                                            |
| 2006 年<br>(平成 18 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 回東アジア男女共同参画担大臣会合(東京、6～7 月)</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」の改正(性差別禁止の範囲の拡大等)(6 月公布/2007 年 4 月施行)</li> </ul>                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「改訂岡山県人権政策推進指針」策定(2 月)・「新おかやまウィズプラン」策定(3 月)</li> </ul>                                                                                                                              |

| 年                   | 国際機関                                                                                                            | 日 本                                                                                                                                                                                                                                              | 岡山県                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2007 年<br>(平成 19 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 回東アジア男女共同参画担大臣会合(ニューデリー、12 月)</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(保護命令制度の拡充等)(7 月公布/2008 年 1 月施行)</li> <li>「パートタイム労働法」改正(パートタイム労働者の雇用環境の整備)(6 月公布/2008 年 4 月施行)</li> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(12 月)</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                  |
| 2008 年<br>(平成 20 年) |                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」(4 月)</li> <li>「次世代育成支援対策推進法」の改正(一般事業主行動計画の公表の義務化等)(12 月公布/2009 年 4 月施行)</li> </ul>                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画改定(7 月)</li> <li>岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館(きらめきプラザ)へ移転(9 月)</li> <li>「全国シェルターシンポジウム 2008in おかやま」開催(後援)(11 月)</li> </ul> |
| 2009 年<br>(平成 21 年) |                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「DV相談ナビ」開設(1 月)・男女共同参画シンボルマーク決定(4 月)</li> <li>育児・介護休業法改正(短時間勤務制度導入等)(6 月公布/2010 年 6 月施行)</li> <li>男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」公表(11 月)</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>「新おかやまウィズプラン」中間見直し(3 月)</li> <li>「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(10~11 月)</li> </ul>                                                                                               |
| 2010 年<br>(平成 22 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 54 回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合(ニューヨーク、3 月)</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画会議「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申(7 月)</li> <li>男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申(12 月)</li> <li>「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定(12 月)</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>「岡山いきいき子どもプラン 2010」策定(3 月)</li> <li>所管部を生活環境部から県民生活部に移管(4 月)</li> <li>「男女共同参画課」を「男女共同参画青少年課」に改組(4 月)</li> </ul>                                                           |
| 2011 年<br>(平成 23 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>UNWomen 正式発足(1 月)・第 4 回東アジア男女共同参画担大臣会合(シムリアップ、11 月)</li> </ul>           |                                                                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「第 3 次おかやまウィズプラン」策定(3 月)</li> <li>「第 3 次岡山県人権政策推進指針」策定(3 月)</li> </ul>                                                                                                    |
| 2012 年<br>(平成 24 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択(ニューヨーク、3 月)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の活躍促進による経済活性化」・行動計画」策定(6 月)</li> </ul>                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                  |
| 2013 年<br>(平成 25 年) |                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>若者・女性活躍推進フォーラムの提言(5 月)</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正(7 月公布)及び同法に基づく基本方針の策定(12 月公布)</li> </ul>                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                  |

| 年                   | 国際機関                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 日 本                                                                                                                                                                                                                                                                 | 岡山県                                                                                                                                                                            |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2014 年<br>(平成 26 年) |                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立（9月公布・施行／一般・特定事業主行動計画の策定及び公表等 2016 年4月施行）</li> <li>・男女共同参画会議「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申（12月）</li> <li>・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申（12月）</li> <li>・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定（12月）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」の一部改正について（1月）</li> <li>・「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定（9月）</li> <li>・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（10～11月）</li> </ul> |
| 2015 年<br>(平成 27 年) |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「岡山いきいき子どもプラン 2015」策定（3月）</li> </ul>                                                                                                   |
| 2016 年<br>(平成 28 年) |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4次おかやまウィズプラン」及び「岡山県女性活躍推進計画」策定（3月）</li> <li>・「第4次岡山県人権政策推進指針」策定（3月）</li> <li>・岡山県女性の活躍推進に関する企業意識調査（12月）</li> </ul>                   |
| 2017 年<br>(平成 29 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG7ロードマップ」採択（G7タオルミーナ・サミット、5月）</li> <li>・「女性と経済に関するハイレベル会合声明」採択（APEC、ベトナム・フエ、9月）</li> <li>・「G7男女共同参画担当大臣宣言」取りまとめ（イタリア・タオルミーナ、11月）</li> <li>・「WAW! 2017 東京宣言」取りまとめ（国際女性会議WAW! 2017（WorldAssemblyforWomen）、東京、11月）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「働き方改革実行計画」取りまとめ（3月）</li> <li>・「子育て安心プラン」公表（6月）</li> </ul>                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                |
| 2018 年<br>(平成 30 年) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「途上国の女兒・思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進に関するシャルルボワ宣言」、「デジタル文脈におけるジェンダーに基づく暴力の撲滅に対するシャルルボワ・コミットメント」（G7シャルルボワ・サミット、6月）</li> <li>・「APEC 女性と経済フォーラム 2018 声明」採択（APEC、パプアニューギニア・ポートモレスビー、9月）</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（5月公布・施行）</li> <li>・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）（6月公布）</li> </ul>                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年3月 「岡山いきいき子どもプラン2015」一部改訂</li> <li>・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（10月）</li> </ul>                                                      |
| 2019 年<br>(令和元年)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女平等に関するパリ宣言」（G7パリ・サミット、5月）</li> <li>・「女性と包摂的成長のためのラ・セレナ・ロードマップ」取りまとめ、「APEC 女性と経済フォーラム 2019 声明」採択（APEC、チリ・ラ・セレナ、9月）</li> </ul>                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）（4月施行）</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（6月公布）</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正（6月公布）及び同法に基づく基本方針の改定（3月公布）</li> </ul>                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（10月）</li> </ul>                                                                                                 |
| 2020 年<br>(令和2年)    |                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定（12月）</li> </ul>                                                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次おかやまウィズプラン」策定（3月）</li> </ul>                                                                                                       |



## 和気町男女共同参画まちづくり推進に関する条例

平成 19 年 12 月 17 日

条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町における男女共同参画まちづくりの基本理念及び基本施策を定め、町、町民及び事業所の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関し、必要な事項を定めることにより、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画とは、男女が社会の対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置とは、社会活動に参画する機会について、男女間の格差を改善するため、該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 個々の人権が尊重され、性別による差別的扱いを受けることなく、個人の能力が発揮できる機会を確保すること。
- (2) 男女がそれぞれの家庭生活・社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (3) 男女が、性別による固定的な役割分担等の社会の制度又は、慣行を改めるように努め、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として町の政策又は、事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保すること。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条に定める男女共同参画の推進について、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 町は、前条の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 町は、国、県、町民及び事業所と相互に連携を図り、協力して施策を推進するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、職場・学校・地域・家庭等社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が職域における活動と家庭における活動及びその他の活動等を両立して行うことができ、その事業活動において、男女が共同して参画することができる体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画社会の実現に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第8条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するため、町長を長とする推進体制を整備するものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

(3) ドメスティック・バイオレンス(家庭内暴力)を始めとする男女間におけるすべての暴力  
(基本計画の策定)

第10条 町は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため男女共同参画の推進に関する基本計画を策定するものとする。

2 基本計画は次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、基本計画を策定するにあたっては、町民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。この場合において、あらかじめ和気町男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

4 町は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査及び研究)

第11条 町は、施策を策定し及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(広報啓発)

第12条 町は、男女共同参画に対する理解と関心を深めるために必要な広報及び啓発活動に努めるものとする。

(相談及び苦情の対応)

第13条 町民及び事業者は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因によって、権利が侵害された場合の相談又は、町の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を、町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。



(被害者の保護)

第 14 条 町長は、ドメスティック・バイオレンス等による権利侵害があったと認められる場合には、被害者の保護、相談その他必要な措置を講ずる。

(推進体制)

第 15 条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進については、和気町男女共同参画推進委員会要綱(平成 18 年和気町教育委員会訓令第 1 号)の規定により設置された、和気町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)が行う。

2 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関し、必要な事項

3 委員会は、男女共同参画推進に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



和気町男女共同参画プラン（第2期）

令和3（2021）年3月

発 行 和気町  
企画・編集 和気町教育委員会社会教育課